６－９　災害廃棄物処理の実施

１．分別作業

（１）分別作業の受託事業者は、市町村からの要請に応じて、重機及び要員を仮置場に派遣する。

（２）仮置場で複数の受託事業者が作業にあたることも想定されるが、仮置場で担当する区画、作業内容は市町村の指示に従う。

（３）新規入場者の安全教育を含む労働安全衛生及び要員の出退勤管理は、原則として受託事業者の責任において行うものとするが、市町村から特に指示があれば、それに従う。

２．収集・運搬

（１）災害廃棄物の収集・運搬の要請を受けた受託事業者は、市町村からの配車計画に基づき、運搬車両を派遣する。

（２）運搬中は、運搬車両に、市町村が貸与する「標識」等を車両のフロントガラス内に置く。

（３）運搬する数量は市町村が仮置場で交付する伝票等により管理する。※様式２・３・４参照

〇〇市（町・村） **災害廃棄物** **運搬車両**

標識の例

３．中間処理及び最終処分

（１）災害廃棄物の受入れ処理を受託する事業者は、市町村からの配車計画に基づき、災害廃棄物を受入れ、処理する。

（２）この配車計画は、おおむね１週間前までに受託事業者宛に連絡するよう、愛産協から事前に市町村担当者に要請しておく。配車計画には、持ち込まれる廃棄物の種類、運搬車両の台数及びその到着時刻が明示される。

（３）中間処理施設または最終処分場は、災害廃棄物が一般廃棄物のため、産廃マニフェストを用いず、様式２・３・４で管理する。

（４）災害廃棄物の保管は、分別廃棄物の保管場所ごとに行う。

４．最終報告

（１）災害廃棄物処理の受託事業者は、災害廃棄物の処理をすべて完了した時点で、市町村及び愛産協に対して実績報告する。

（２）愛産協は、各会員受託事業者の実績報告を集計し、災害廃棄物処理に関する報告書を作成する。

第７章　一次仮置場の管理・運営

７－１　災害廃棄物処理　一次仮置場運営の流れ

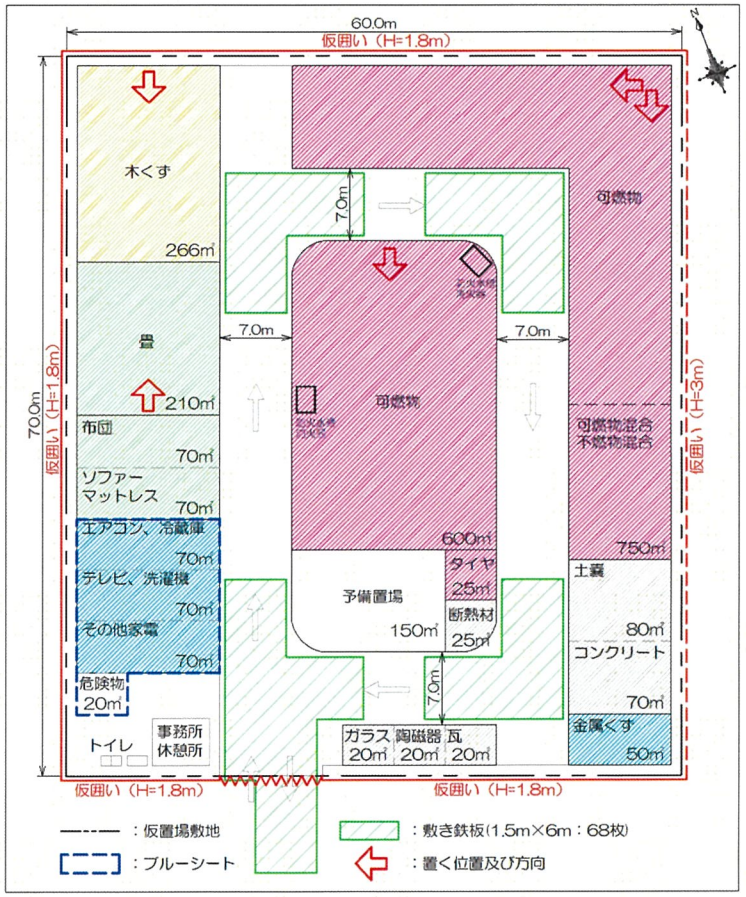
フェーズ	誰が	誰に	何を	どうする
平時	行政	愛産協	一次仮置場廃棄計画	行政と愛産協が協議し【一次仮置場配置計画】を作成する。 また、行政と愛産協が協議し、【一次仮置場運営マニアル】を確認・修正を行う。 【一次仮置場運営マニュアル】の内容は【①～⑦】
	愛産協	協会員	教育	【一時仮置場運営マニュアル】を周知する。
発災				
12ｈ以内	行政		一次仮置場決定	行政の災害廃棄物処理計画を基に一次仮置場の場所を決定。
12ｈ以内	行政	愛産協	一次仮置場準備	【①大規模災害発生時の連絡フロー】で愛産協に協力依頼。
15ｈ以内	愛産協	協会員	一次仮置場準備	該当支部に行政からの支援要請を伝え、【一次仮置場配置計画】を協会員にメールする。
36ｈ以内	愛産協一次仮置場管理者	行政一次仮置場担当	一次仮置場準備	行政仮置場担当者に連絡を入れ、【③仮置場の設置業務の主な内容】を確認する。
速やかに	行政 愛産協		一次仮置場準備	【②一次仮置場備品リスト】により備品の準備を開始、【③仮置場の設置業務の主な内容】により仮置場の準備を開始。
72ｈ以内	行政 協会員		一次仮置場開設	上記準備と並行して行政の確認の下、受入を開始する。受入れ開始までに【一次仮置場配置計画】により支障物撤去、動線、災害廃棄物の区画が出来ていること。
～○ケ月	協会員		一次仮置場運営	【④仮置場の運営・管理業務の主な内容】に従い一次仮置場の運営を行う。受入れに関しては【⑤受入お断り物】は搬入禁止とする
～○ケ月	協会員		一次仮置場処理	一次仮置場での処理は【⑥災害廃棄物処理先一覧】により、分別、破砕等を行い、処理先に搬入可能な車両で搬出を行う。搬出履歴を残すため産業廃棄物管理票を代用し、【⑦管理票運用ルール】により管理票を交付・回収を行う。
～○ケ月	協会員		一次仮置場管理	一次仮置場管理の詳細は【⑧災害廃棄物（片付けごみ）対応マニアル、参考様式】を参考にする。
業務終了	協会員		一次仮置場復旧	【一次仮置場配置計画】により原状復旧を行う。

7－2　一次仮置場配置計画

（1）例1



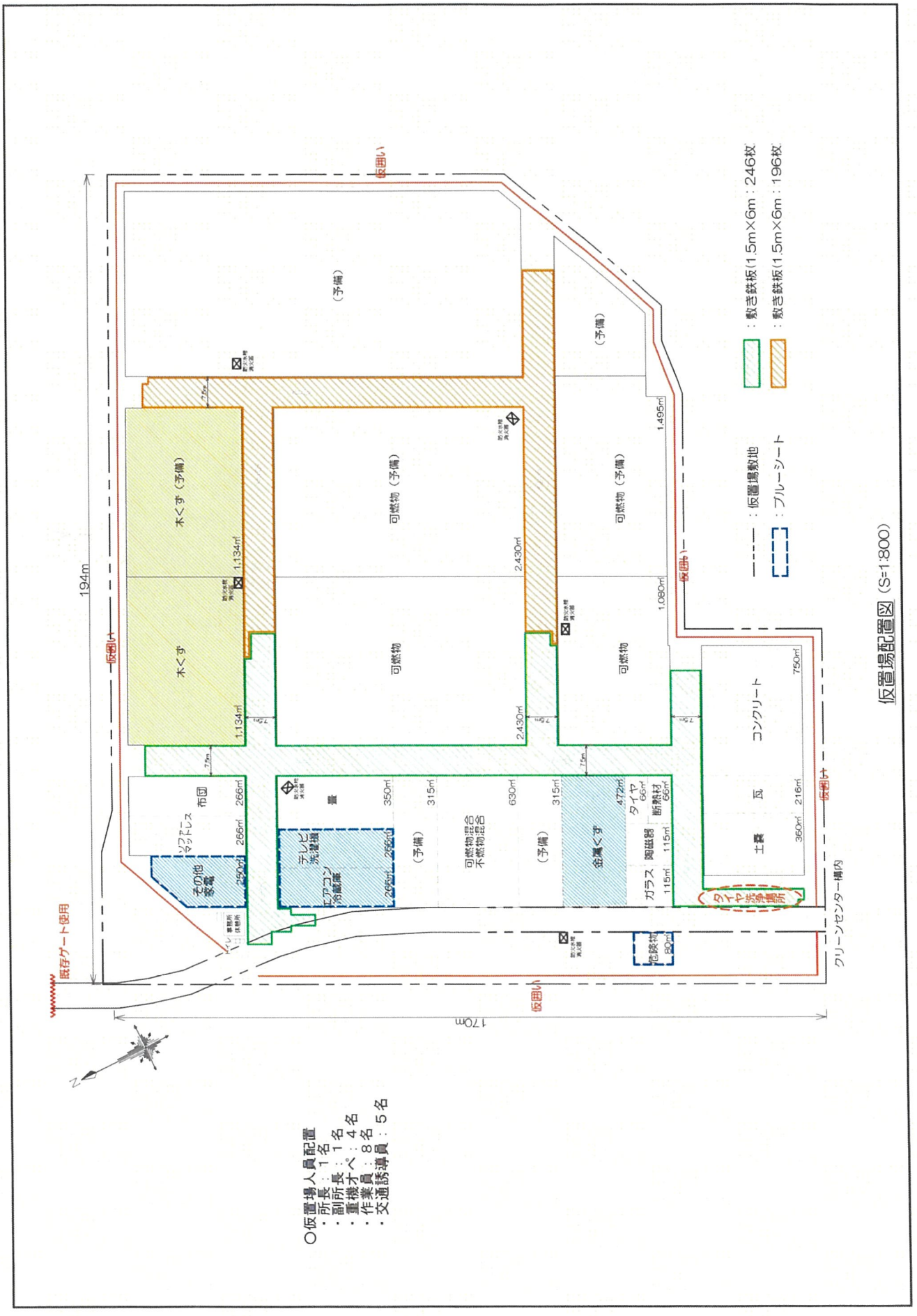
全体図



仮置場

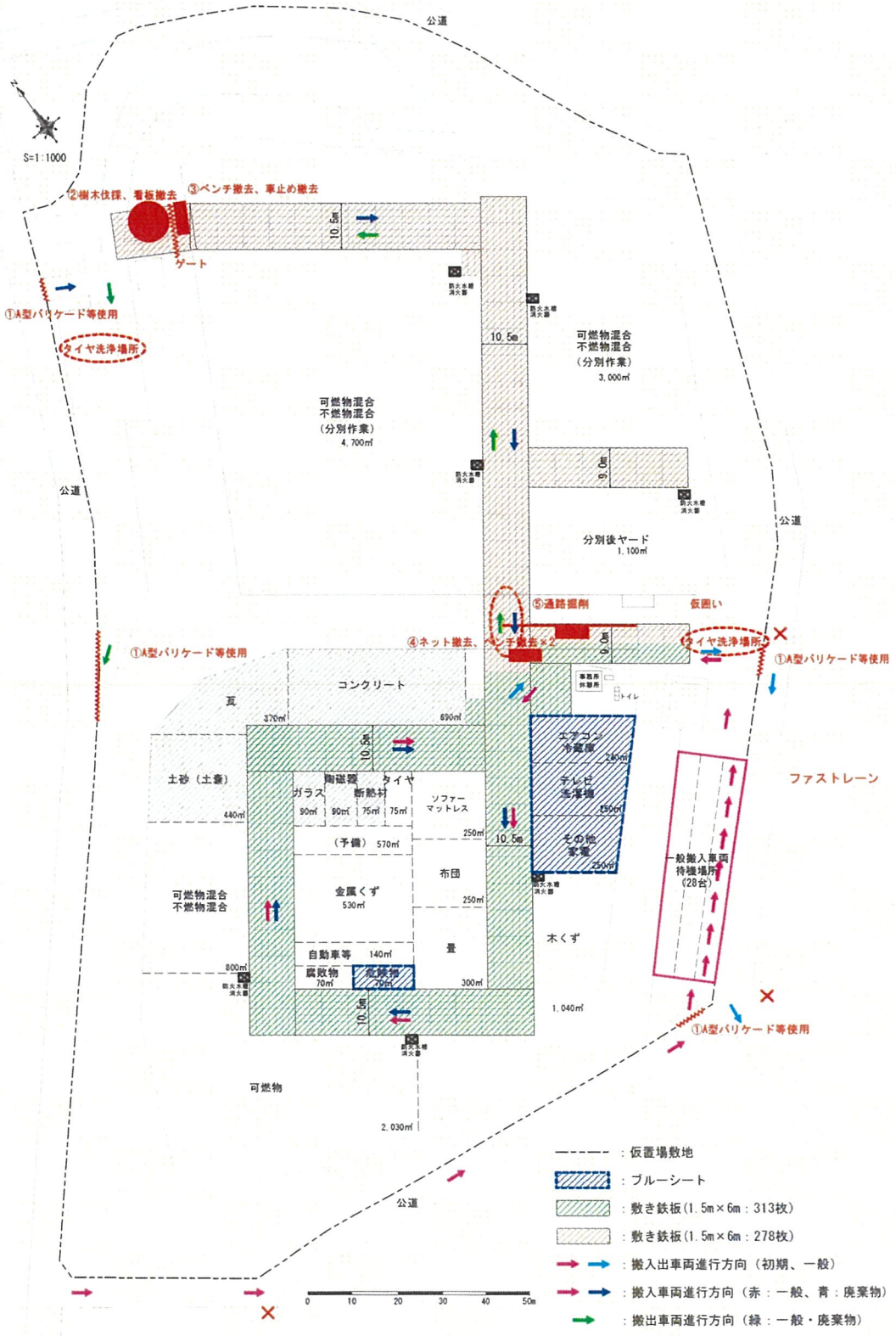
- 公道の渋滞緩和のため、公園内道路を住民用搬入経路としております。
  （搬入経路延長：550m、1台当たり7.5mとして73台待機可能）
- 上記経路は総重量6t 以上の車両は通行できません。
- 障害物の撤去等（赤○：数字箇所）：写真資料参照
  ①：フェンス（5スパン）、樹木撤去（1本及び枝）
  ②：鉄杭、樹木撤去（枝）
  ③：コンクリート杭
  ④：樹木撤去（枝）※必要に応じて
  ⑤：鉄杭、橋梁（総重量6t 以上の通行禁止）
  ⑥：鉄杭、橋梁（総重量6t 以上の通行禁止）
- タイヤ洗浄は既存駐車場（As舗装）で実施する予定としております。
- 配管経路（上水）は今後の計画としております。
- 搬入出車両の経路について、既存の舗装等の路面を破損させる可能性があります。

（2）例２


仮置場配置図（S=1:800）
：敷き鉄板(1.5m×6m：246枚)
：敷き鉄板(1.5m×6m：196枚)
：仮置場敷地
：ブルーシート
仮囲い
既存ゲート使用
クリーンセンター構内
194m
170m
木くず
木くず（予備）
1,134㎡
可燃物
可燃物（予備）
2,430㎡
1,080㎡
1,495㎡
布団
マットレス
ソファー
その他家電
266㎡
250㎡
テレビ
洗濯機
エアコン
冷蔵庫
量
350㎡
265㎡
315㎡
630㎡
可燃物混合
不燃物混合
金属くず
472㎡
タイヤ
66㎡
断熱材
66㎡
ガラス
陶磁器
115㎡
危険物
80㎡
土砂
瓦
コンクリート
216㎡
360㎡
750㎡
タイヤ荷積場所
○仮置場人員配置
・所長：１名
・副所長：１名
・重機オペ：４名
・作業員：８名
・交通誘導員：５名

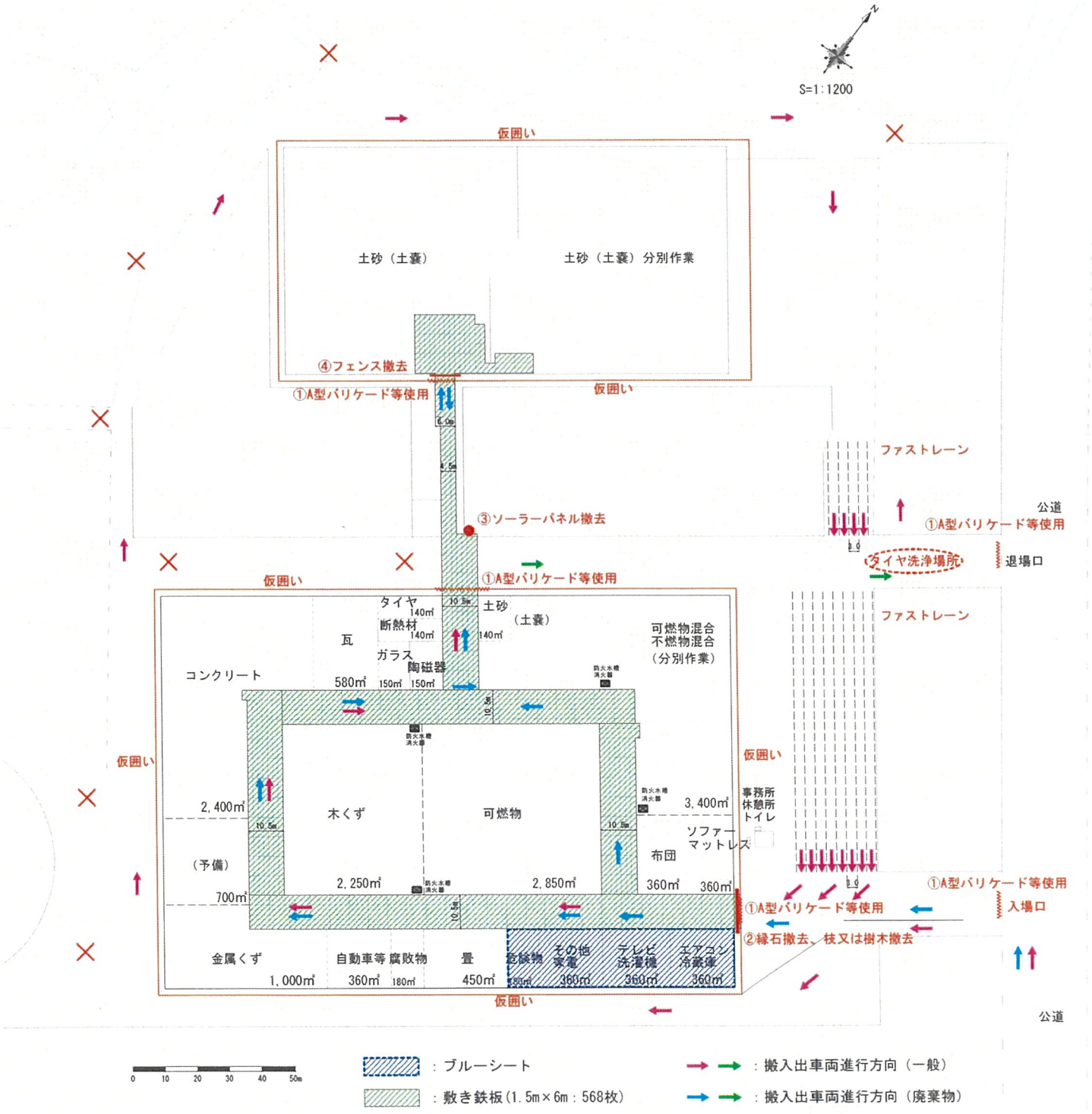
（3）例３

仮置場配置計画：石巻運動広場



（4）例４

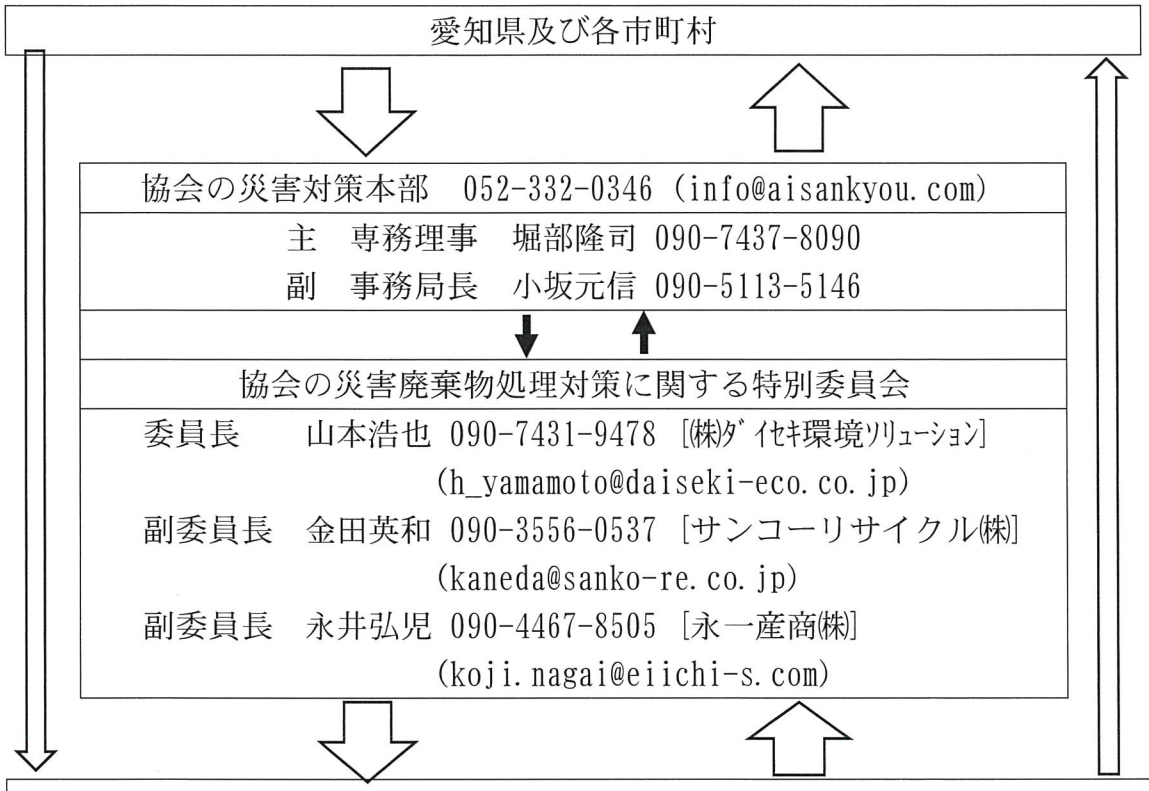
仮置場配置計画：豊橋市総合スポーツ公園



７－３　災害廃棄物処理一次仮置場運営マニュアル

①大規模災害発生時の連絡フロー

大規模災害発生時の連絡フロー



各支部の統括責任者・副責任者		
支部名	統括責任者氏名 （携帯電話・ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ）	会社名 （会社電話）
	副責任者氏名 （携帯電話・ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ）	会社名 （会社電話）
名古屋支部	永井　弘児 (090-4467-8505) (koji.nagai@eiichi-s.com)	永一産商㈱ (052-303-2282)
	浅井　明利 (090-1987-4684) (a_asai@53zero.net)	㈲浅井商店 (052-671-1787)
尾張西支部	冨田　昭夫 (090-3258-4535) (info@tomitashouten.co.jp)	㈱冨田商店 (0568-23-3221)
	藤本　和也 (080-3835-6463) (fujimoto@worldclean.co.jp)	㈱ワールド・クリーン (0587-21-9360)

支 部 名	統括責任者氏名 （携帯電話・ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ）	会　　社　　名 （会社電話）
	副責任者氏名 （携帯電話・ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ）	会　　社　　名 （会社電話）
尾張北支部	南村　朋幸 (090-3306-1839) (ceo@daiwaep.co.jp)	大和エンタープライズ㈱ (0587-95-0810)
	小野　仁 (090-3563-7022) (ono@seibisya.jp	誠美社工業㈱ (0561-86-8818)
尾張南支部	金田　英和 (090-3556-0537) (kaneda@sanko-re.co.jp)	サンコーリサイクル㈱ (052-601-8883)
	相木　徹 (090-3259-1321) (toru@obuunity.co.jp)	オオブユニティ㈱ (0562-47-0535)
	中嶋　久則 (090-1624-7238) (kyuei-unyu@cyber.ocn.co.jp)	久栄運輸㈱ (0569-21-2268)
西三河支部	石山　勝範 (090-3255-5480) (hikinami7@katch.ne.jp)	㈱エヌジェイエス (0566-59-8814)
	渥美　和男 (090-4118-9073) (atsumi-syoukai@katch.ne.jp)	㈲渥美商会 (0566-77-0553)
東三河支部	鬼頭　秀幸 (090-1289-9504) (kito@recyclingsangyo.com)	㈲リサイクリング産業 (0532-62-6385)
	酒井　正樹 (090-5109-8001) (sakai-katokaitai@sirius.ocn.ne.jp)	㈱加藤解体工業 (0532-89-1611)

※各支部へ愛知県及び市町村から直接連絡があった場合は、協会の災害対策本部に必ず連絡すること。

（参考）各支部の区域図



②一次仮置場備品リスト

	品目	数量	行政	愛産協	備考
作業場	ユンボ	2		○	0.7 ㎥　アタッチメント：グラップル
	ローダー	1		○	1 ㎥
	鉄板			○	1.5m×6m　厚み 22mm（必要枚数）
	高圧洗浄機	1		○	タイヤ洗浄
	発電機	1		○	
	防火水槽	1		○	
	簡易台秤	1			必要に応じて
	仮囲い/門設置				必要に応じて
	南京錠	2			必要に応じて
	チェーン	2			必要に応じて
	看板		○		行政で用意
	区画線			○	単管パイプ、カラーコン、A型バリケード、トラロープ
	ブルーシート			○	
	飛散防止用ネット				必要に応じて
	消火器			○	
	土嚢袋	適宜		○	
	簡易トイレ	2		○	
作業用	ヘルメット・作業服	－		○	各自持参
	安全靴	－		○	各自持参
	安全反射ベスト	10		○	
	ゴーグル	－		○	作業人員分+α
	軍手	－		○	多数
	トング	5		○	ごみ拾い用
	熊手	5		○	ごみ拾い用
	メジャー	1		○	
	スタッフ	1		○	赤白メジャー
	吸い殻入れ	1		○	
	マスク	－		○	防塵用
事務所関連	コンテナハウス	2		○	4 坪、事務所（受付）・作業員休憩所
	発電機	2		○	
	椅子	12		○	
	机	9		○	
	空調	2		○	
	冷蔵庫	2		○	
	複写機	1		○	
	LAN 設定	1		○	
	ホワイトボード	2		○	ペン、クリーナー/磁石持参
	キャビネット	1		○	書類保管用
	マグネット	10		○	
	紙・ガムテープ	－		○	A4,B4　1 セットずつ
	カメラ	1		○	ケーブル
	ごみ箱	4		○	ビニール袋
	管理票	10		○	100 枚×10 セット
	管理票記載用ボード	1		○	クリップボード
	伸縮式ホワイトボード	1		○	ダンプ写真用
	書類バインダー	3		○	
	トイレットペーパー	－		○	ティッシュも
	手洗いタンク	1		○	トイレ用

③仮置場の設置業務の主な内容

事　項	内　容
障害物撤去・整地・養生	・仮置場配置計画に従い障害物の撤去を行う。 ・保管場所が、平地でない場合は整地を行う。 ・聖地後、災害廃棄物による汚染の有無を確認するため、１０地点ほど土壌を採取する。 ・有害物質を含有する災害がれき（家電、危険物）を保管する場所には地表面を**ブルーシート等で養生する**。
搬入車両の動線	・場内で車両の渋滞が起こらないように一方通行の動線を確保する。 ・必要に応じて、車両通行動線（出入口、曲がり角）には**鉄板を敷く**。
作業用重機の調達	・粗選別作業、災害ごみの積込が行えるように、バックホウ、ホウルローダー等の重機を手配する。
散水設備	・粉じん対策として、**車両のタイヤ洗浄**・災害ごみ保管・粗選別時の散水用の散水設備（高圧洗浄機）を設ける。
フェンスの設置	・周辺地域への粉じん・騒音対策として、目隠しフェンス等の仮囲いの設置を行う。 住宅側：万能鋼板（H=3m） それ以外：防塵シート、防音シート（H=1.8m）
雨水対策	・仮置場に水たまりができないように雨水の排水が充分行えるように配慮する。
看板の設置	・災害ごみ積み下ろし時に分別区分が分かるように看板を設置する。また、必要に応じて視覚的に分かりやすいように「見せごみ」の配置を行う。
入口ゲート	・仮置場搬入時間以外は仮置場内に侵入できないように**入口ゲート（蛇腹ゲート：8m又はA型バリケード等）を設置する。** ※既存の開閉できるゲートがある場合はそれを使用する。
管理スペース	・必要に応じて運営担当者や場内作業員の待機スペースを設ける。

④仮置場の運営・管理業務の主な内容

事　項	内容
災害ごみであることの確認	・住所記載の身分証明書などで当該市町村の災害廃棄物であることを確認する。
場内車両誘導	・災害ごみの種類に応じて、搬入車両を適切な場内搬入場所へ誘導を行う。
災害ごみ積み込み作業	・災害ごみを処理施設等へ**搬出車両**への積み込み作業を行う。
保管場所の管理	・保管に当たっては、必要な火災の未然防止措置（災害廃棄物の積み上げ高さの制限（5mまで）、散水の実施、堆積物の切り替えし、ガス抜き間の設置）を実施する。 ・粉じん対策として散水等を行うとともに、分別状況を確認する。 ・風が強い日などは、飛散防止ネットやブルーシート等の設置、適宜散水を実施する。
場外車両の誘導	・仮置場周辺道路の渋滞が予想されるために、必要に応じて場外搬入動線に車両誘導員を配置する。
夜間警備	・**夜間**、不法侵入や火災のおそれがあるため、必要に応じて**警備員**を配置する。警備員は常駐又は巡回とする。
防火対策	・保管する災害ごみが発火した際に、初期消火対応ができるように**消火器及び防火水槽**を配置する。 ・火災が発生した場合は、即座に消防署へ通報し、迅速な消火活動を行う。
環境対策	・消毒剤、消臭剤等を配置し、必要に応じて散布する。 ・害虫が発生する箇所に、必要に応じて殺虫剤を散布する。 ・周辺環境保全のため、**定期的に環境モニタリング**を実施する。
作業員の安全対策	・作業員の保護マスク・保護具の着用や安全作業の遵守など、安全対策をする。
仮置場の管理	・搬入車両の受付、搬入搬出車両数の把握、災害ごみの保管量の把握（おおよそ）などを行い、日報を作成し、行政担当者に報告を行う。
仮置場の原状復帰	・仮置場の閉鎖時に原状復旧作業（地表面の鋤取り等）を行う。 ・災害ごみによる汚染の有無を確認するため、**仮置場開設時及び閉鎖時に土壌調査を行う。**

⑤受入お断り物

分類	種別		受入可否	支障	保管	特別な保護具	処分
有害廃棄物	電池類	アルカリ電池、マンガン電池、密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、ボタン電池	○	有害重金属、火災	屋内保管	－	専門業者
	蛍光灯 水銀灯		○	有害重金属	破損を回避する保管	－	専門業者
	アスベスト（飛散性） アスベスト含有物（非飛散性）	吹付け材、保温材・耐火被覆材・断熱材、 その他石綿含有建材（成形版等）	×	粉じん	梱包 保管場所の表示	必要	埋立
	薬品類	農薬（殺虫剤、殺菌剤、枯葉剤、毒物・劇物	×	有害重金属、火災、有害ガス、粉じん	屋内保管破損物は別途容器	必要 ※状況により	専門業者
	有機溶剤	シンナー、塗料、トリクロロエチレン、エタノール、ベンゼン、アセトン等	×	火災、有害ガス、悪臭	屋内保管破損物は別途容器	必要 ※状況により	専門業者
	油類	ガソリン、灯油、軽油、重油、潤滑油等	×	火災、悪臭	屋内保管破損物は別途容器	必要 ※状況により	専門業者
	感染性廃棄物	注射器、ガーゼ、透析器具、点滴器具等	×	感染性	感染性廃棄物の容器 保管場所の表示	必要	焼却
	フロンガス、アンモニアガス封入機器	業務用冷凍機器、業務用空調機器等	○or△	有害ガス	ガス回収が必要	必要 ※状況により	専門業者
	PCB 含有危機、PCB 汚染物	トランス、コンデンサー、安定器、PCB が付着した土壌、容器、ウエス	△or×	土壌汚染	漏洩防止保管	必要	専門業者
処理困難物処	消火器		○	爆発性	－	－	専門業者
	バッテリー		○	有害重金属、火災	屋内保管	－	専門業者
	自動車、バイク		×or○				
	ガスボンベ	LP ガス、高圧ガス、酸素、水素等	×or○	火災、爆発性、有害ガス、悪臭	屋内保管 種類により立てて保管	－	専門業者 財産権有
	太陽光パネル		×or○	有害重金属、火災、感電	裏返して保管	必要	専門業者
	庭石、石垣		×or○	－	－	－	－
	飼料、肥料		×or○				
	生ごみ、し尿		×				

⑥災害廃棄物処理先一覧

分別区分	分別細目	品目例	処理先	処理方法	処理条件
可燃物	木くず	木製家具、廃樹木	市町村	破砕→焼却	破砕工場
			一廃施設	チップ化	土砂・ごみ等異物付着不可廃木材と廃樹木は分ける
			産廃施設	チップ化	
	その他	プラスチック製品、衣類、紙類	市町村	焼却	
		タイヤ	産廃施設	破砕→リサイクル	
不燃物	コンクリートがら	コンクリートがら	産廃施設	破砕→リサイクル	
	陶磁器くず	瓦	市町村	埋立	処分場
			産廃施設	破砕→リサイクル	
		陶磁器	市町村	埋立	破砕工場
			産廃施設	破砕→リサイクル	
	ガラスくず	ガラス	市町村	埋立	破砕工場
			産廃施設	破砕→リサイクル	
		断熱材	市町村	破砕→埋立	破砕工場
			産廃施設	埋立	
	土砂	土嚢	産廃施設	選別	
金属くず	金属くず	金物類・缶詰	産廃施設	破砕→リサイクル	
			有価販売	リサイクル	
	リサイクル家電	エアコン・冷蔵庫、テレビ、洗濯機	家電リサイクル業者		
	その他の家電	電化製品	市町村	破砕	
			産廃施設	破砕	フロンが無いものに限る
処理困難物	布団	布団	市町村	裁断→焼却	破砕工場
			産廃施設	焼却	
	マットレス	マットレス	産廃施設	焼却	
	ソファー	ソファー	市町村	破砕→焼却	破砕工場
			産廃施設	焼却	
	畳	畳	市町村	裁断→焼却	破砕工場
			産廃施設	焼却	
危険物	危険物	太陽光パネル、消火器、廃油、スプレー缶、バッテリー、蛍光灯など	専門業者		

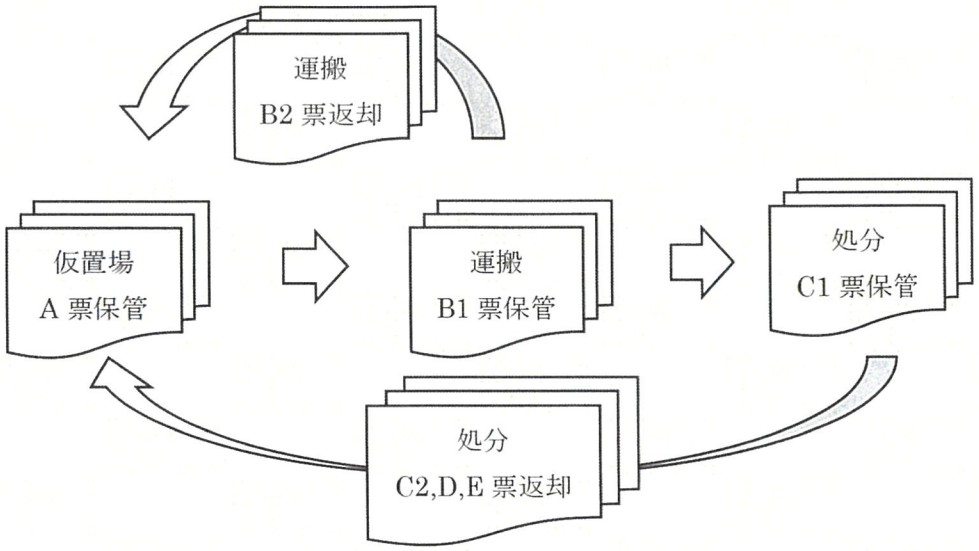
※市町村で処理困難と思われるものについて、網掛け。

※市町村で処理可能と思われるが、全量処理は困難と思われる品目や、リサイクル率が劣る可能性がある品目は処理先を併記している。

⑦管理票運用ルール

（１）市町村処理施設・産業廃棄物処理施設への搬出

仮置場管理者は記載方法に従い、管理票に記載を行い交付する。処理施設は受入日付けを記入し、仮置場に返送する。



産業廃棄物管理票（事業系マニフェスト）A票 （全国版）

交付年月日 2020年10月29日 交付番号 0000000000 0 整理番号 交付担当者 氏名 ○○市 !当名 印

排出事業者控

事業者（排出者） 氏名又は名称 ○○市 住所 〒 電話番号

事業場（排出事業場） 名称 仮置場 ○○公園 所在地 〒 電話番号 090-0000-0000

愛産協・(株) ○○ -環境 S 環境太郎

産業廃棄物

種類（普通の産業廃棄物）：0100 燃えがら／0200 汚泥／0300 廃油／0400 廃酸／0500 廃アルカリ／0600 廃プラスチック類／0700 紙くず／0800 木くず／0900 繊維くず／1000 動植物性残さ／1100 ゴムくず／1200 金属くず／1300 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず／1400 鉱さい／1500 がれき類／1600 家畜のふん尿／1700 家畜の死体／1800 ばいじん／1900 13号廃棄物／4000 動物系固形不要物

種類（特別管理産業廃棄物）：7000 引火性廃油／7010 引火性廃油（有害）／7100 強酸／7110 強酸（有害）／7200 強アルカリ／7210 強アルカリ（有害）／7300 感染性廃棄物／7410 PCB等／7421 廃石綿等／7422 指定下水汚泥／7423 鉱さい（有害）／7424 燃えがら（有害）／7425 廃油（有害）／7426 汚泥（有害）／7427 廃酸（有害）／7428 廃アルカリ（有害）／7429 ばいじん（有害）／7430 13号廃棄物（有害）／7440 廃水銀等

数量（及び単位） ○○m3 荷姿 バラ

産業廃棄物の名称 可燃物・木くず

有害物質等 処分方法 破砕

備考・通信欄：水銀使用製品産業廃棄物／水銀含有ばいじん等／石綿含有産業廃棄物／特定産業廃棄物

災害廃棄物

中間処理産業廃棄物 管理票交付者（処分委託者）の氏名又は名称及び管理票の交付番号（登録番号）
□ 帳簿記載のとおり
□ 当欄記載のとおり

最終処分の場所 名称／所在地／電話番号
□ 委託契約書記載のとおり
□ 当欄記載のとおり

二次処分先へ搬出する場合 処理：愛産協・A 社と記載

運搬受託者 氏名又は名称 （株） ○○ -環境 S 住所 〒 電話番号 車番：名古屋 130 あ 0000

運搬先の事業場（処分事業場） 名称 ○○市○○ :破砕工場 所在地 〒 電話番号

処分受託者 氏名又は名称 住所 〒 電話番号

積替え又は保管 名称 所在地 〒 電話番号

運搬の受託 （受託者の氏名又は名称）（運搬担当者の氏名） 環境花子 受領印 運搬終了年月日 年 月 日 有価物引渡量 数量（及び単位）

処分の受託 （受託者の氏名又は名称）（処分担当者の氏名） 受領印 処分終了年月日 年 月 日 最終処分終了年月日 年 月 日

最終処分を行った場所 名称／所在地／電話番号 （委託契約書記載の場所にあっては委託契約書記載の番号）

照合確認 B2票 年 月 日 D票 年 月 日 E票 年 月 日

（２）二次処分先に搬出する場合の管理票

処分・運搬・作業の委託について災害廃棄物は、再委託まで認められている。愛産協の協会員Ａ社で焼却処分した場合、焼却灰が発生する。管理型処分場Ｂ社（協会員以外）との契約は愛産協又はＡ社と契約を行う（下枠：処分先選定時の手続き）。二次処分先に搬出する場合の管理票は事業者、事業場共に同じ記載で、廃棄物の名称は処理後の品目とし、備考・通信欄に処理：愛産協Ａ社と記載する。

○処分先の選定時の手続き

災害廃棄物は一般廃棄物にため、廃棄物処理法施工令第４条９項により処理先が設置されている受入れ市町村に対し、搬出市町村（以下市町村）から事前に通知する。市町村内であれば事後通知でも良い。

・産業廃棄物処理施設を持つ処理先への搬出

事前：愛産協が処分先候補と産業廃棄物処理施設設置許可の確認、受入条件、受入可能量を協議し、処分先を選定

①愛産協は市町村に対して再委託承諾申請書を提出

②市町村が受入市町村と事前協議

③受入市町村からの承諾

④搬出市町村は愛産協に再委託承諾書を通知

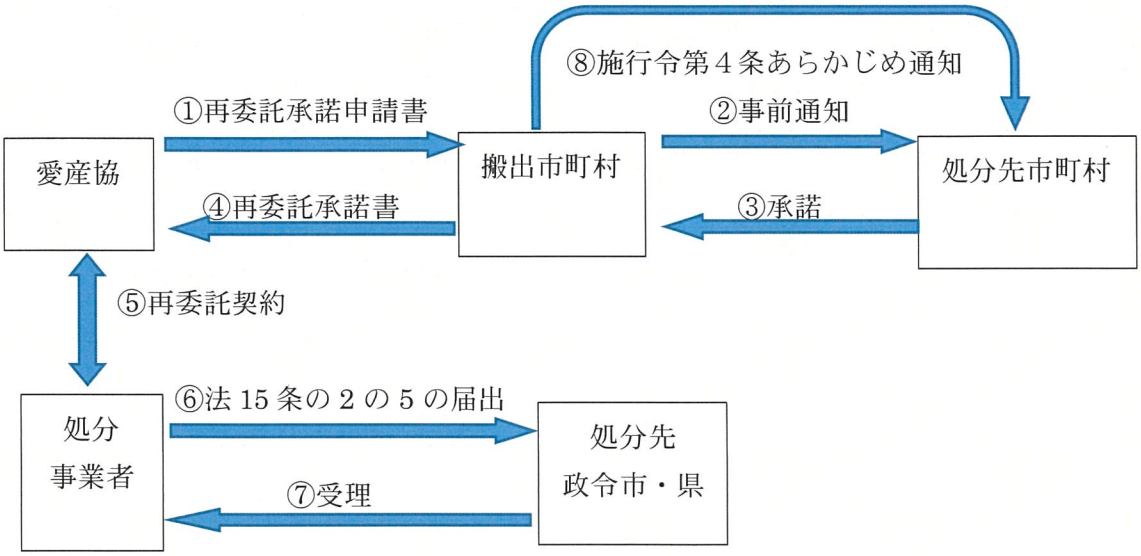
⑤愛産協は処理先と再委託承諾の通知日以降の日付で再委託契約を締結

⑥処理事業者は「法15条の２の５の届出」を許可行政（政令市・県）に届出

⑦許可行政（政令市・県）からの受理書

⑧⑦を確認し、搬出市町村より処分先市町村に一般廃棄物処分委託通知書を提出

⑨一般廃棄物搬出開始



※一般廃棄物処理施設設置許可を持っている処分業者は⑥、⑦が不要となる。

７－４　災害廃棄物（片付けごみ）対応マニュアル（帳票管理）

※出展：一般社団法人日本災害対応シズテムズ初動対応部会から抜粋

災害時は、想定外の事象を臨機応変にこなさなければならず多忙である。したがって、日々の帳票類は必要事項を絞り込み記載する。一方、災害廃棄物処理は業務完了後、現場に何も残らないため帳票管理は最も重要な業務の一つである。なお、下記に示したものは最低限であり、「3. 契約業務」の内容によっては追加が必要となる。

７－４－１　日報

作業開始前と作業終了時に以下の記録を残す。この記録は後日精算時の根拠となる。

(1) 危険予知活動表 (KY 日報)　参考様式 1

災害時こそ安全管理が重要である。したがって、作業開始前には必ず危険予知活動表 (KY 日報) を用いて危険予知活動を行う。KY 日報にはその日の作業内容と注意事項を記載し、作業員は内容を確認し自筆でサインする。

(2) 重機日常点検記録　参考様式 2

仮置場に重機を配置する場合、トラブル防止のため毎日始業前点検を実施し、記録を残す。

(3) 運搬日報　参考様式 3

仮置場から廃棄物を搬出する際に使用した運搬車両ごとに運搬先、運搬物等を記録する。

(4) 警備日報

日中の車両誘導や夜間警備に警備会社を活用した際の警備日報を保管する。

(5) 仮置場日報　参考様式 4

受託者は、現場状況を把握して問題点を先取りしながら自治体と一緒に仮置場を円滑に運営しなければならない。そのため、管理責任者は日々変化する現場状況を仮置場日報に記録し自治体に報告する.

７－４－２　伝票

(1) レンタル物等入出荷伝票

敷鉄板、スーパーハウス、仮設トイレ、重機回送等の伝票を保管する。これにより、設置期間や設置数量が明確になり、後日精算時の根拠となる。

(2) 運搬管理票

仮置場から災害廃棄物を搬出する際に、処理先 (搬出先)、処理物 (廃棄物の種類) 等の情報を記載した運搬管理票を運転手に渡す。処理先は運搬管理票に計量伝票を添付して仮置場担当責任者に戻す。なお、自治体一般廃棄物施設等によるシステムで当該管理を代替する場合がある。一連の流れ図 2・1 に示す。

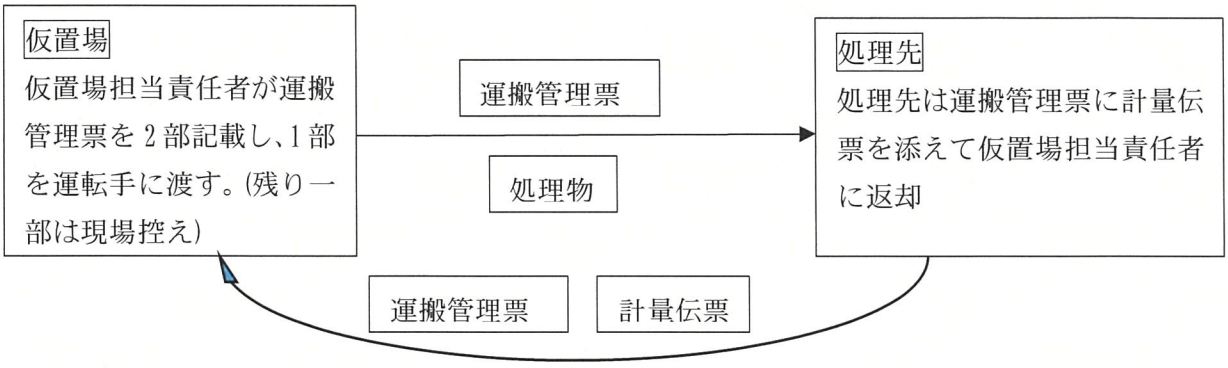


図 2-1 運搬管理表の流れ

７－４－３　現場写真

3・1　撮影項目

(1) 仮置場開設前の状況

仮置場開設前の状況を記録し原状回復時の参考にする。特に出入口部の状況や仮置揚内の施設(例:ベンチ、外周側溝)に注意する。

(2) 作業状況

重機作業、作業員による作業状況(誘導・受入補助・選別等)、警備員による車両誘導、敷鉄板等仮設備、運搬車両への積込みなど。この際、重機の台数や作業員の人数ができるだけわかるように記録する。なお、作業員の人数を明確にするため朝礼時に撮影する場合もある。

(3) 仮置場全景、

仮置場の経時変化がわかるように定期的に仮置場の状況を記録する。

(4) 仮設備

敷鉄板、スーパーハウス、仮設トイレ等現場に設置した仮設備の写真を残す。

(5) 原状回復

・災害廃棄物撤去後のヤード状況(廃棄物が土にめり込んでいる状況や舗装の破損状況)

・原状回復作業は現場状況に応じて必要な内容を記録する。

3・2　撮影頻度

日常管理としての撮影案を表 2・1 に示す。撮影に際して工事用ホワイトボードや電子小黒板を活用すると良い。写真整理ソフトも多数あるので参考にすると良い。

ただし、発注者から写真撮影の項目や頻度についての指示が出る場合もあるため、早い段階で確認し、同意を得ておく。

表 2-1 日常管理としての撮影案

撮影項目	撮影頻度	留意点
重機、作業員の作業状況	数枚/日	人数、重機台数、作業内容がわかるように
仮設備設置状況	1 仮置場当り数枚	仮設ハウス、敷鉄板等の設置状況がわかるように
搬出状況	1 搬出物当り 1 日 1 枚	災害廃棄物の種類と車番がわかるように
誘導員	1 仮置場当り数枚	誘導員配置状況がわかるように
仮置場全景	数枚/週	撮影場所の選定

７－４－４　報告書類

4・1 仮置場運営中の報告書類

(1) 集計表　参考様式 6

各種日報に基づく作業員・警備員の人数、重機台数、運搬管理票に基づく運搬台数や搬出量(処理量)を集計して定期的(毎日または週 1 回程度)に自治体担当者に報告する。

⑵ 再委託承諾願い

①仮置場業務

仮置場業務には多くの重機、作業員を必要とするため、現場作業について多くの企業の協力が必要となる。そのため、受託者は協力企業と再委託契約を締結するとともに、再委託契約先を追加するたびに再委託企業リストに追記して自治体に承諾してもらう。

①運搬業務

災害廃棄物の運搬では、廃棄物の種類、処理先の車両制限等により使用する車両が異なるため、多くの企業の協力が必要となる。そのため、受託者は協力企業と再委託契約を締結するとともに、再委託契約先を追加するたびに再委託企業リストに追記して自治体に承諾してもらう。なお、この際、一般廃棄物収集運搬業許可または産業廃棄物収集運搬業許可を確認する。災害廃棄物運搬に際し、法的にはこれらの許可を必要としないが、これにより反社会的勢力の排除を確認する。

⑶ 運搬車両　参考様式 7

処理施設によっては車両制限があるとともに事前登録が必用なため、仮置場から廃棄物を搬出する車両は、車検証を取り寄せ一覧表に整理し、必要に応じて自治体に提出する。

4・2 精算時の報告書類

業務報告書として以下の事項を整理して自治体担当者に提出する。

①現場管理体制

②集計表:人員、重機、車両、仮設備、処分量等について集計する

③現場写真:現場写真を写真帳に整理する

④その他報告事項:実施工程表、原状回復工事報告書等

根拠資料:各日報、伝票等

参考様式１

危険予知活動表

年　　月　　日

業務名	○○町○○仮置場管理業務
本日の作業内容	廃棄物受入の受付
	搬入車両の誘導、荷下ろし補助
	廃棄物かき上げ、積込み
危険のポイント	重機と人の接触
	重機と車の接触
	踏み抜きやとがった物で足や手をケガする
危険への対策	重機周りに人が行かないよう誘導する
	重機との合図を徹底する
	保護具を着用する
連絡事項	14時　○○商店が家電を取りに来る
	応援車両××市パッカー車2台

氏名（自署）	残業	氏名（自署）	残業	氏名（自署）	残業
	早出　： 残業　：		早出　： 残業　：		早出　： 残業　：
	早出　： 残業　：		早出　： 残業　：		早出　： 残業　：
	早出　： 残業　：		早出　： 残業　：		早出　： 残業　：
	早出　： 残業　：		早出　： 残業　：		早出　： 残業　：
	早出　： 残業　：		早出　： 残業　：		早出　： 残業　：
リーダー（自署）		早出　： 残業　：	管理責任者	印	

参考様式２

重機日常点検記録

管理番号	No.	種別	バックホウ・ホイルローダー・リフト 規格・アタッチメント：					
型式		点検結果						
点検項目		月 日 （月）	月 日 （火）	月 日 （水）	月 日 （木）	月 日 （金）	月 日 （土）
エンジン	エンジンオイルの油量	良・不	良・不	良・不	良・不	良・不	良・不
	ラジエータ,冷却水ﾘｻﾞｰﾊﾞﾀﾝｸ 水量,水もれ,目詰り	良・不	良・不	良・不	良・不	良・不	良・不
	エアクリーナ　目詰り (ｲﾝﾃﾞｨｹｰﾀ表示)	良・不	良・不	良・不	良・不	良・不	良・不
	エンジンルーム 清掃	良・不	良・不	良・不	良・不	良・不	良・不
油圧装置	シリンダ,ホース/配管　油もれ	良・不	良・不	良・不	良・不	良・不	良・不
運転管理	ブレーキ機能、作業セフティロック 制動状況(旋回)	良・不	良・不	良・不	良・不	良・不	良・不
	ホーン,ライト/ランプ類,ミラー作動 損傷,視界	良・不	良・不	良・不	良・不	良・不	良・不
作業装置	フロントアタッチメント全体 作動,損傷,グリス	良・不	良・不	良・不	良・不	良・不	良・不
	アタッチメント 損傷,ゆるみ, 脱落	良・不	良・不	良・不	良・不	良・不	良・不
足回り	足回り全体　油もれ	良・不	良・不	良・不	良・不	良・不	良・不
キャブ	室内　清掃	良・不	良・不	良・不	良・不	良・不	良・不
不良内容							
オイル	種類 数量						
グリース	（単位：本）						
アワーメーター	終業時（単位：時間） **（週の最初の稼働時は始業時の記載も必要）**						
点検実施者							

特記事項（不良時対処等）

	確認者

標準様式 3

運搬日報

車番		年　月　日
運転手	同乗者	
始業時メーター	終業時メーター	

NO.	発着時間	積込場所	運搬先	運搬品目	運搬重量
	: ～ :				kg
	: ～ :				kg
	: ～ :				kg
	: ～ :				kg
	: ～ :				kg
	: ～ :				kg
	: ～ :				kg
	: ～ :				kg
	: ～ :				kg
	: ～ :				kg
	: ～ :				kg
	: ～ :				kg

特記事項

参考様式 4

仮置場日報　（仮置場名：○○町○○仮置場　　）

令和　年　月　日（　）　天候（　　）	管理責任者 印

搬入数量	台
管理状況	□廃棄物の保管状況 ・分別状況（可燃混合物搬入量が多く不燃物との境が無くなる。搬出について町と協議。） ・廃棄物異常の有無（畳の温度が上昇傾向にある　本日は34℃　　） ・その他（スレートが持ち込まれたのでフレコンに保管　　） □衛生管理 ・ハエ・蚊の発生（異常なし　　） ・その他（搬入された冷蔵庫内に食品を確認したため町に連絡して処理した　　） □環境対策 ・交通渋滞（休日のため13時ころ約100mの車の列ができた　　） ・ごみの飛散（風による飛散物があったため15時ころ回収した　　） ・粉塵対策（コンガラ積込時ハイウォッシャーで散水した　　） ・道路清掃（午前、午後1回ずつ散水車で道路清掃した　　） ・その他（入口近くに落下物があったので回収した　　） □クレーム ・住民から出口付近の道路が汚れているとクレームがあり竹ぼうきで清掃した □その他 ・夜間ゲート付近に廃棄物が置かれていた ・現金2万円の入った財布を発見したので町と警察に報告
特記事項	△△市、××市の応援車両により可燃物を○○清掃工場に搬出

参考様式５

災害廃棄物運搬管理票

搬出日	令和　　年　　月　　日(　)	搬出時刻	時　　分
搬出仮置場	☐ 大町町民グラウンド　　☐ その他(　　) ☐ 武雄市(　☐ 北方ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ　☐ 北方運動公園　☐ 北方東運動場 ☐ 杵藤ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ跡地　☐ 南永野地区採石場跡地　)		
運搬会社名		運転手名	
車両ナンバー			
搬出先名称			

廃棄物の種類（搬出する廃棄物に✓を入れてください）	
☐ 可燃系混合廃棄物	☐ 繊維くず(布団、衣類等)
☐ 粗大ごみ	☐ ソファー・ベッドマットレス類
☐ 畳	☐ 廃タイヤ
☐ 不燃系混合廃棄物(未分別)	☐ 廃コンクリート(コンクリートブロック等)
☐ 不燃系混合廃棄物(鉄系)	☐ 廃瓦
☐ 不燃系混合廃棄物(非鉄系)	☐ 蛍光灯
☐ 家電製品(TV、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機)	☐ 消火器
☐ その他の家電製品(上記以外)	☐ その他(　　)

【 備 考 】

※搬出仮置場控え

災害廃棄物運搬管理票

搬出日	令和　　年　　月　　日(　)	搬出時刻	時　　分
搬出仮置場	☐ 大町町民グラウンド　　☐ その他(　　) ☐ 武雄市(　☐ 北方ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ　☐ 北方運動公園　☐ 北方東運動場 ☐ 杵藤ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ跡地　☐ 南永野地区採石場跡地　)		
運搬会社名		運転手名	
車両ナンバー			
搬出先名称			

廃棄物の種類（搬出する廃棄物に✓を入れてください）	
☐ 可燃系混合廃棄物	☐ 繊維くず(布団、衣類等)
☐ 粗大ごみ	☐ ソファー・ベッドマットレス類
☐ 畳	☐ 廃タイヤ
☐ 不燃系混合廃棄物(未分別)	☐ 廃コンクリート(コンクリートブロック等)
☐ 不燃系混合廃棄物(鉄系)	☐ 廃瓦
☐ 不燃系混合廃棄物(非鉄系)	☐ 蛍光灯
☐ 家電製品(TV、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機)	☐ 消火器
☐ その他の家電製品(上記以外)	☐ その他(　　)

【 備 考 】

※搬出先の計量伝票を添付して、搬出仮置場の管理者に渡してください。

参考様式６

労務集計表（3月）

			3月																														
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計
全体管理	現場管理責任者	平日		1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1		1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1		1	1	24
		休日	1							1							1					1		1							1			6
	連絡調整担当者	平日		1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1		1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1		1	1	25
		休日																				1												1
	事務担当者	平日		1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1		1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1		1	1	25
		休日																																0
○○仮置場	世話役	平日		1	1	1		1	1		1	1	1		1	1		1		1	1		1		1	1		1	1	1		1	1	21
		休日	1							1							1					1		1							1			6
	オペレーター	平日		1	1	2	2	2	2		1	1	2	2	2	2		1	1	2	2		2		1	1	2	1.5	2	2		1	1	39.5
		休日	2							2							2					2		2						2			12
	作業員	平日		7	7	7	7	7	8		7	7	7	7	7	8		7	7	7	7		8		7	7	7	7	7	8		7	7	179
		休日	8							8							8					8		8						8			48
	交通誘導員	平日		2	2	2	2	2	3		2	2	2	2	2	2		2	2	2	2		3		2	2	2	2	2	3		2	2	53
		休日	3							3							3					3		3						3			18
	夜間警備	平日		1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1		1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1		1	1	25
		休日	1							1							1					1		1						1			6
××仮置場	世話役	平日		1	1	1		1	1		1	1	1		1	1		1		1	1		1		1	1		1	1	1		1	1	21
		休日	1							1							1					1		1						1			6
	オペレーター	平日		1	1	2	2	2	2		1	1	2	2	2	2		1	1	2	2		2		1	1	2	2	2	2		1	1	40
		休日	2							2							2					2		2						2			12
	作業員	平日		7	7	8	8	8	8		8	7	7	7	7.5	8		7	7	7	7		8		7	7	7.5	7	7	8		7	7	184
		休日	8							8							8					8		8						8			48
	誘導員	平日		2	2	2	2	2	3		2	2	2	2	2	2		2	2	2	2		3		2	2	2	2	2	3		2	2	53
		休日	3							3							3					3		3						3			18
	夜間警備	平日		1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1		1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1		1	1	25
		休日	1							1							1					1		1						1			6

参考様式７

車両リスト

No.	車両登録番号	形状	型式	最大積載量(kg)	長さ(cm)	幅(cm)	高さ(cm)	所属
	仙台 100　せ 12-34	脱着装置付コンテナ専用車	BDG-MK36C	3,550	516	221	255	○×興業㈱

1　業務日報

業　務　日　報

（仮置き場における）

◆作業場

◆作業時間

～

◆作業員名簿

実施責任者：　氏名＿＿＿＿＿＿

作業従事者：

氏名＿＿＿＿＿＿	氏名＿＿＿＿＿＿	氏名＿＿＿＿＿＿
氏名＿＿＿＿＿＿	氏名＿＿＿＿＿＿	氏名＿＿＿＿＿＿
氏名＿＿＿＿＿＿	氏名＿＿＿＿＿＿	氏名＿＿＿＿＿＿
氏名＿＿＿＿＿＿	氏名＿＿＿＿＿＿	氏名＿＿＿＿＿＿
氏名＿＿＿＿＿＿	氏名＿＿＿＿＿＿	氏名＿＿＿＿＿＿

計　　名

◆使用機材

・＿＿＿＿＿＿	・＿＿＿＿＿＿
・＿＿＿＿＿＿	・＿＿＿＿＿＿
・＿＿＿＿＿＿	・＿＿＿＿＿＿

◆作業内容

①＿＿＿＿＿＿

②＿＿＿＿＿＿

③＿＿＿＿＿＿

④＿＿＿＿＿＿

⑤＿＿＿＿＿＿

◆安全衛生活動

・	・
・	・

2　作業従事者延べ人数管理表

作業従事者 延べ人数管理表

仮置き場名：

作業日	作業従事者数
合計	

備考

3　仮置き場搬出車両管理表

仮置き場搬出車両管理表

搬出日	
仮置き場名	

合　計	
台数	台
容量	m^3

◆搬出車両

番号	搬出日	伝票No.	コンテナNo. (数字7ケタ記入)	運搬事業者	車両番号	搬出容量	搬出港	処理先	備考
1						m^3			
2						m^3			
3						m^3			
4						m^3			
5						m^3			
6						m^3			
7						m^3			
8						m^3			
9						m^3			
10						m^3			
11						m^3			
12						m^3			
13						m^3			
14						m^3			
15						m^3			
16						m^3			
17						m^3			
18						m^3			
19						m^3			
20						m^3			
21						m^3			
22						m^3			
23						m^3			
24						m^3			
25						m^3			
26						m^3			
27						m^3			
28						m^3			
29						m^3			
30						m^3			
31						m^3			
32						m^3			
33						m^3			
34						m^3			
35						m^3			
36						m^3			
37						m^3			
38						m^3			
39						m^3			
40						m^3			

4　仮置き場搬出車両写真

仮置き場搬出車両写真			
委託業務名称			
搬出日		写真No.	
搬出所在地			
コンテナ番号		処理先	
搬出日		写真No.	
搬出所在地			
コンテナ番号		処理先	

5　仮置き場作業写真

仮置き場作業写真	
業務委託名称	
作業日	
仮置き場名	

6　処理先搬入実績報告書

処 理 先 搬 入 実 績 報 告 書

合計	台数	
	重量	

仮置き場名：

番号	搬入日	伝票No.	コンテナNo. (数字7ケタ記入)	運搬事業者	車両番号	正味重量		備考
1							kg	
2							kg	
3							kg	
4							kg	
5							kg	
6							kg	
7							kg	
8							kg	
9							kg	
10							kg	
11							kg	
12							kg	
13							kg	
14							kg	
15							kg	
16							kg	
17							kg	
18							kg	
19							kg	
20							kg	
21							kg	
22							kg	
23							kg	
24							kg	
25							kg	
26							kg	
27							kg	
28							kg	
29							kg	
30							kg	

処理先搬入実績報告書

全仮置き場合計		台		t

仮置き場名：

日付	台数		重量	
8/1		台		t
8/2		台		t
8/3		台		t
8/4		台		t
8/5		台		t
8/6		台		t
8/7		台		t
8/8		台		t
8/9		台		t
8/10		台		t
8/11		台		t
8/12		台		t
8/13		台		t
8/14		台		t
8/15		台		t
8/16		台		t
8/17		台		t
8/18		台		t
8/19		台		t
8/20		台		t
8/21		台		t
8/22		台		t
8/23		台		t
8/24		台		t
8/25		台		t
8/26		台		t
8/27		台		t
8/28		台		t
8/29		台		t
8/30		台		t
8/31		台		t
合計	0	台	0.00	t

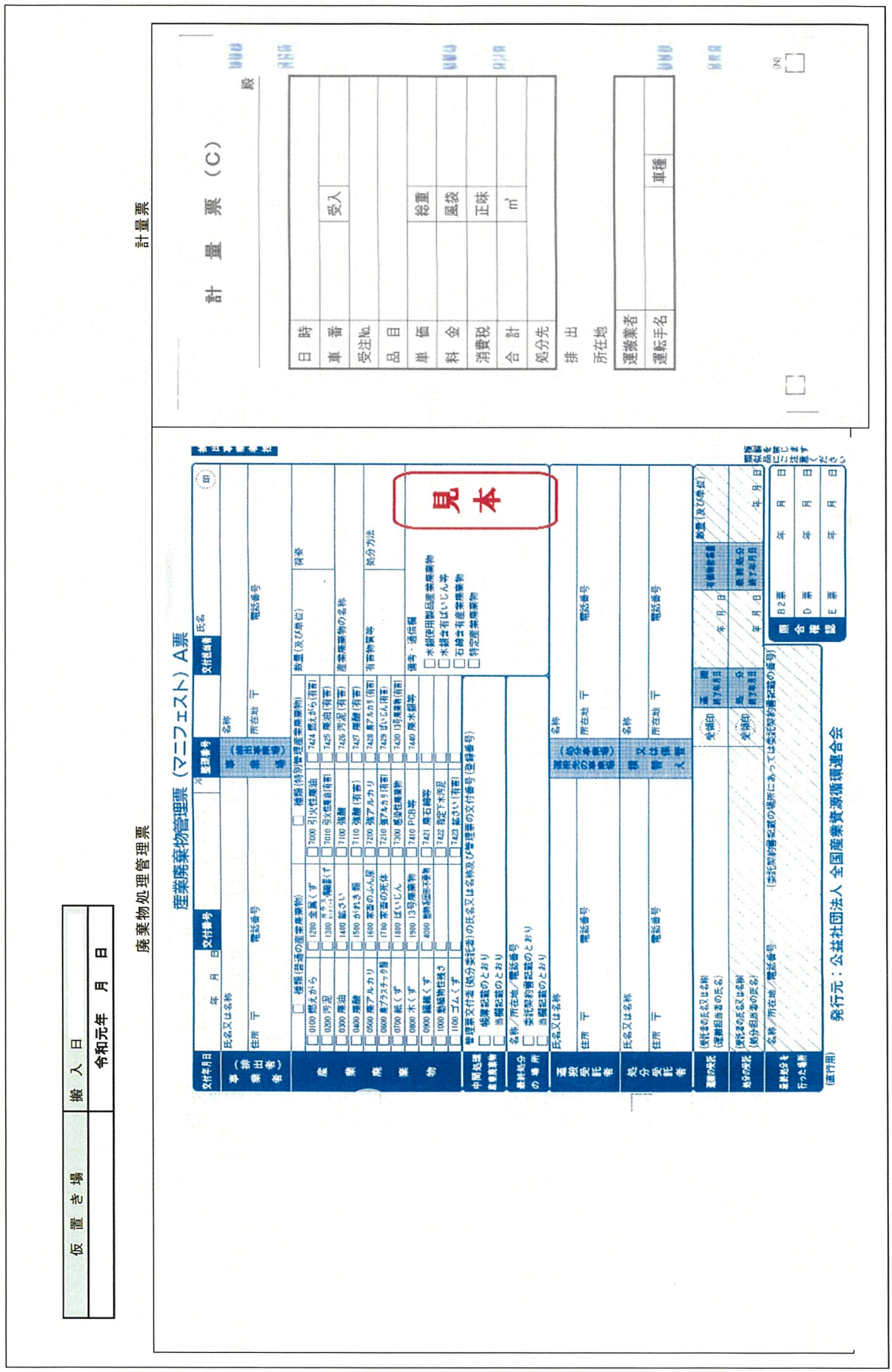
仮置き場名：

日付	台数		重量	
8/1		台		t
8/2		台		t
8/3		台		t
8/4		台		t
8/5		台		t
8/6		台		t
8/7		台		t
8/8		台		t
8/9		台		t
8/10		台		t
8/11		台		t
8/12		台		t
8/13		台		t
8/14		台		t
8/15		台		t
8/16		台		t
8/17		台		t
8/18		台		t
8/19		台		t
8/20		台		t
8/21		台		t
8/22		台		t
8/23		台		t
8/24		台		t
8/25		台		t
8/26		台		t
8/27		台		t
8/28		台		t
8/29		台		t
8/30		台		t
8/31		台		t
合計	0	台	0.00	t

仮置き場名：

日付	台数		重量	
8/1		台		t
8/2		台		t
8/3		台		t
8/4		台		t
8/5		台		t
8/6		台		t
8/7		台		t
8/8		台		t
8/9		台		t
8/10		台		t
8/11		台		t
8/12		台		t
8/13		台		t
8/14		台		t
8/15		台		t
8/16		台		t
8/17		台		t
8/18		台		t
8/19		台		t
8/20		台		t
8/21		台		t
8/22		台		t
8/23		台		t
8/24		台		t
8/25		台		t
8/26		台		t
8/27		台		t
8/28		台		t
8/29		台		t
8/30		台		t
8/31		台		t
合計	0	台	0.00	t

7　処理先搬入伝票写しおよび計量票写し



8　処理先搬入車両写真

処理先搬入車両写真			
委託業務名称			
搬入日		写真No.	
搬入所在地			
コンテナ番号		仮置き場名	
搬入日		写真No.	
搬入所在地			
コンテナ番号		仮置き場名	

9　処理先作業写真

処理先作業写真	
業務委託 名称	
作業日	
処理会社	
住所	

７－５　災害廃棄物の処理会社における入荷時の対応

１．搬入時の写真撮影

トラックスケールで計量している際に、車両の前からの部分と後ろからの部分の写真を各一枚撮影する。



写真の左下角に下記が写るようにしてお撮りください。黄色部分は貴社にてご記入ください。

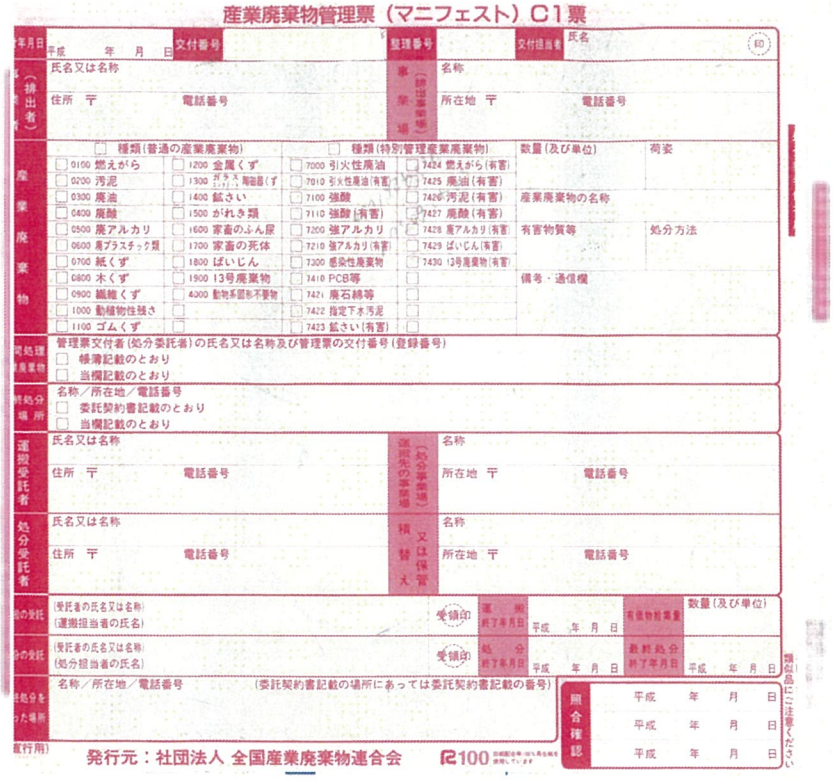
日　付	令和〇〇年〇〇月〇〇日
発注者	〇〇市
受注者	（一社）愛知県産業資源循環協会
業務名	令和〇〇年台風〇〇号による災害廃棄物処理業務委託
企業名	株式会社〇〇〇〇
工種	搬入
品目	災害廃棄物
車番	名古屋１００△〇〇〇〇

☜貴社名

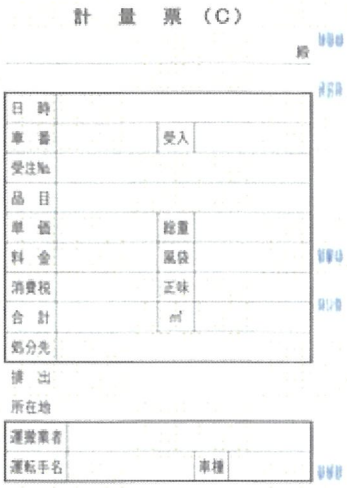


2．管理票（Ｃ１表）と計量伝票のコピー

A4サイズに縮小して一緒にコピーしてください。計量票の数値が分かるようにする。


産業廃棄物管理票（マニフェスト）C1票

発行元：社団法人 全国産業廃棄物連合会


計　量　票（C）

3．翌日の午前中までに、現場事務所にメールで送付

【１．写真のデータ】 と

【2. 管理票・計量票（PDFデータ）】を 下記メールアドレスに送付。

現場担当者の E-mail アドレス：

現場担当者の携帯電話番号：

4．処理工程の写真の撮影（５～６枚程度）（受入後、数日以内に）

・簡単で結構ですので、作業内容をメールに記載の上、写真を添付して上記アドレスへ送付。

・受け入れたものの処理工程の写真を、できる範囲でお撮りください。

5. その他

・処理が終わったら「E 表」を協会事務局に送付。

（月末までの分をまとめて）→発注自治体に送付する。

・Ｅ表のコピーを請け負った会社へ送付。

・処理費の精算は、発注自治体からの業務がすべ終了した後で行う。

協会へのご請求はそれまでお待ちください。

<サンプル写真>





７－６　２次（および３次）処理先への搬出について

１．搬出時の写真撮影

車両の前からの部分と後ろからの部分の各一枚の写真撮影。



黄色の部分を記入

日　付	令和〇〇年〇〇月〇〇日
発注者	〇〇市
受注者	（一社）愛知県産業資源循環協会
業務名	令和〇〇年台風〇〇号による災害廃棄物処理業務委託
企業名	株式会社〇〇〇〇
工種	搬出
品目	災害廃棄物
車番	名古屋１００△〇〇〇〇



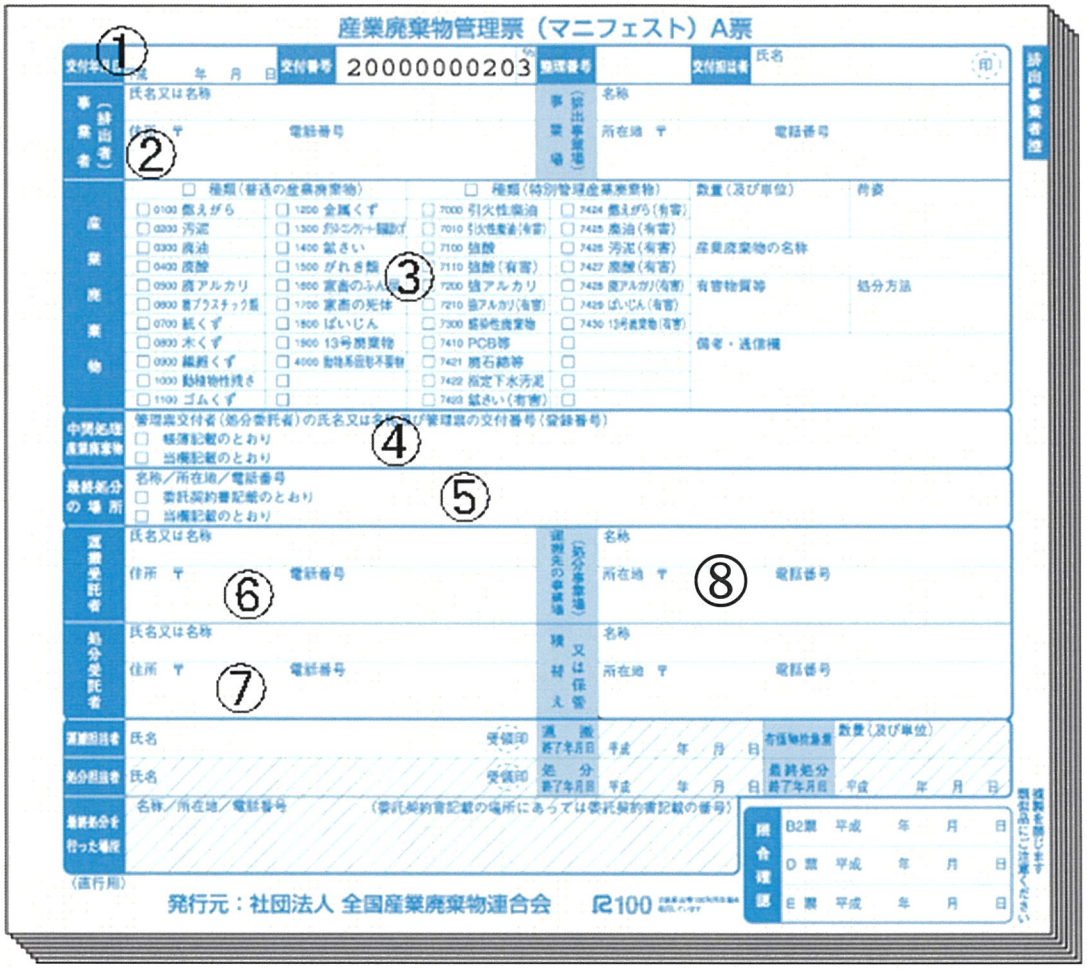
２．翌日の午前中までに現場事務所にメールで送付

【１．写真のデータ】　を下記メールアドレスに送付。

現場担当者の E-mail アドレス：

現場担当者の携帯電話番号：

3．管理票



＜記載方法＞

①交付年月日	搬出する日
②排出者	委託自治体及び住所
排出事業場	一次仮置場名称及び住所
③産業廃棄物の名称	災害廃棄物
処分の方法	「埋立」最終処分場に搬出する場合
	「焼却」焼却施設に搬出する場合
④中間処理	貴社名を記入
⑤	記載しない。
⑥運搬受託者	依頼する会社
⑦、⑧処分受託者	埋立処分先又は焼却処分先

4．**搬出量**

・ 受入量に対して○%の残さが出るものとして計算する。

・車両１台分の量が蓄積された段階で搬出を行う。
搬出の段取りが済みましたら、前日までに現場担当者までメールにてご報告。

・管理票のＥ表は、＜協会事務局＞へ戻しして頂くので、処理先からはＥ表のコピーを受け取る。

申　立　書

届出者は、令和○○年台風○○号により発生した災害廃棄物について、広域処理支援のため、下記のとおり産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出を行います。

なお、非常災害のための必要な措置が終了した段階で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 12 条の 7 の 17 第 5 項に基づく届出を行い、同施行規則第 12 条の 7 の 17 第 4 項の規定により交付された受理書を返納いたします。

記

1	災害廃棄物発生場所	○○県○○市内
2	災害廃棄物保管場所	○○県○○市○○
3	災害廃棄物の種類	柱角材、可燃物、不燃物、コンクリートガラ、金属くず、がれき混土砂、その他
4	災害廃棄物の推計量	約○○○○トン
5	処理期間	令和○○年○○月○○日から令和○○年○○月末まで予定

年　　月　　日

愛　知　県　知　事　殿

届出者
住　所

氏　名　　印
（法人にあっては、名称および代表者の氏名）

８－２　産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書 様式第 35（第 13 条関係）

様式第 35（第 13 条関係）

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書

令和　　年　　月　　日

愛知県知事　殿

届出者 住　所　○○市○○区○○町○○番○○号
氏　名　○○○○株式会社
代表取締役　○○　○○
電話番号　○○○－○○－○○○○

産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物 ~~を当該処理施設で処理したい~~ について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の２の５ ~~第１項~~ 第１項及び第２項 の規定により、次のとおり届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置の場所	○○市○○町○丁目○番
産業廃棄物処理施設の種類	廃プラスチック類の焼却施設（２号） 令第２条第１号から第４号の２まで及び第 11 号に掲げる廃棄物の焼却施設（５号）
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類（当該施設が石綿含有産業廃棄物の溶融施設である場合にあつては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨）	廃プラスチック類 木くず、紙くず、繊維くず、ゴムくず、動植物性残さ、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、感染性産業廃棄物 （上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
産業廃棄物処理施設に係る許可年月日及び許可番号	平成○年○○月○○日　○令○○保第○○○－○号
産業廃棄物処理施設の処理能力（当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所（既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）の面積及び残余の埋立容量）	廃プラスチック類　○○t／日 木くず　○○t／日 紙くず　○○t／日 繊維くず　○○t／日 ゴムくず　○○t／日 動植物性残さ　○○t／日 廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）　○○t／日 廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）○○t／日 感染性産業廃棄物　○○t／日 （上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
産業廃棄物処理施設に係る法第 15 条第１項の許可に付された条件	なし
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類及び種類ごとの処理量（当該施設が石綿含有産業廃棄物の溶融施設である場合にあつては、石綿含有一般廃棄物の処理量を含み、当該施設が令第７条第 14 号イ又はハに掲げる産業廃棄物の最終処分場（水銀処理物に係るものに限る。）である場合にあつては、水銀処理物の処理量を含む。）の見込み	廃プラスチック類、木くず、紙くず及び繊維くずの単品又は混合物　○○t／日
一般廃棄物の処理を開始する日（非常災害のために必要な応急措置として一般廃棄物の処理を開始した日）	令和○○年○○月○○日
※処　理　欄	

備考　1　※欄は、記入しないこと。
2　産業廃棄物処理施設の種類の欄は、省令第 12 条の７の 16 第１項の規定により、廃プラスチック類の破砕施設（１号）、廃プラスチック類の焼却施設（２号）、令第２条第２号に掲げる廃棄物の破砕施設（３号）、同条第９号に掲げる廃棄物の破砕施設（４号）、石綿含有産業廃棄物の溶融施設（４号の２）、同条第１号から第４号の２まで及び第 11 号に掲げる廃棄物の焼却施設（５号）、令第７条第 14 号イに掲げる産業廃棄物の最終処分場（５号の２）又は同条第 14 号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場（６号）の別を記入すること。
3　次の書類を添付すること。
(1)　当該届出に係る産業廃棄物処理施設設置許可証の写し
(2)　他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあつては、次に掲げるいずれかの書類
ア　産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の処理に係る一般廃棄物処分業の許可を受けたことを示す書類
イ　専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者であることを示す書類
ウ　省令第２条の３第１号、第２号、第４号又は第６号に該当する者であることを示す書類
エ　一般廃棄物の広域的な処理を行うことについての環境大臣の認定証の写し
オ　他の法令の規定により他人の一般廃棄物の処理を業として行う者であることを示す書類
4　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

８－３　産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出に関する受理書

様式第 19 号の3（第 8 条関係）

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出に関する受理書

〇〇△△第〇〇-〇〇
令和〇〇年〇〇月〇〇

住　所　〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号
氏　名　〇〇〇〇株式会社
　　代表取締役　〇〇　〇〇　様
　　（名称及び代表者の氏名）

愛知県知事　〇〇　〇〇

令和〇〇年〇〇月〇〇日　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１５条の ２ の５の規定による次の事項の届出を受理しました。

産業廃棄物処理施設の設置の場所	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号
産業廃棄物処理施設の種類	廃プラスチック類の焼却施設（2 号） 令第 2 号第 1 号から第 4 号の 2 まで及び第 11 号に掲げる廃棄物の焼却施設（5 号）
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物	廃プラスチック類、紙くず、木くず及び繊維くずの単品又は混合物
産業廃棄物処理施設に係る許可年月日及び許可番号	平成〇〇年〇〇月〇〇日　〇〇△△第〇〇－〇〇
産業廃棄物処理施設に係る法第 15 条第 1 項の許可に付された条件	なし

8－4　産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る変更(廃止)届出書 様式第 38(第 13 条関係)

様式第 38（第 13 条関係）

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に
係る変更（廃止）届出書

令和○○年○○月○○日

愛知県知事　殿

住　所
届出者　　○○市○○区○○町○○番○○号
氏　名

○○○○株式会社
代表取締役　○○　○○

電話番号　○○○○-○○-○○○○

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の２の５第１項の規定による特例措置の届出に係る変更（廃止）をしたので、同法施行規則第 12 条の７の 17 第５項の規定により、次のとおり届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置の場所	○○南○○町○丁目○番
産業廃棄物処理施設に係る許可年月日及び許可番号	平成○○年○○月○○日　○令○○保第○○-○3
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	廃プラスチック類、木くず、紙くず及び繊維くずの単品又は混合物
変更（廃止）理由	1　産業廃棄物処理施設の種類に変更があつた。 2　産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類に変更があつた。 (3) 当該届出に係る一般廃棄物の処理の事業を廃止した。
変更（廃止）年月日	令和○○年○○月○○日
※処理欄	

備考　1　※欄は、記入しないこと。
2　様式中の「変更（廃止）」は、変更又は廃止のいずれか該当する方を○で囲むこと。
3　変更（廃止）理由の欄は、該当する項目の番号を○で囲むこと。
4　省令第 12 条の７の 17 第４項に規定する受理書（原本）を添付すること。
5　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

第９章　高速道路の減免申請手続き

９－１　被災自治体から防災担当課長宛て災害に伴う災害派遣等従事車両の取扱いについて通知（千曲市の例）

○危第○○号
令和○○年(20○○年)○○月○○日

各都道府県防災担当課長　様

○○県危機管理部危機管理防災課長
（公　印　省　略）

令和○○年台風第○○号による災害に伴う災害派遣等従事車両の取扱いについて（依頼）

令和○○年台風第○○号に係る被災地支援につきましては、格別の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、各高速道路会社等が管理する有料道路の無料措置を講じていただくことになりました。

つきましては、対象車両が被災地支援等のために、各高速道路会社等が管理する有料道路を使用したい申し出があった場合は、下記のとおり取り扱うこととしましたので、必要に応じた対応をいただきますようお願いします。

また、管内の各市町村にも周知いただくよう重ねてお願いいたします。

記

１　期間
令和○○年○○月○○日（○）から令和○○年○○月○○日（○）

２　料金免除措置を行う有料道路管理者
東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社
（各地方道路公社については調整中）

３　対象車両
（１）自治体等からの要請により、被災者の避難所又は被災した県市町村の災害対策本部（物資集積所を含む）へ救援物資等を輸送するための車両
（２）自治体等からの要請により、被災地の復旧にあたるための物資、人員等を輸送するための車両
（３）自治体が災害救援のために使用する車両
（４）災害ボランティア活動であって、被災した自治体等が要請又は受入承諾したものに使する車両

4　簡素化された手続きの案内

令和元年７月から、災害ボランティア車両の高速道路無料措置における手続きは簡素化されておりますので、問い合わせに対しては簡素化された手続きをご案内頂くようお願いいたします。

また、従前の手続きによる運用も可能であることから、そちらを希望される場合は、証明書発行等の手続きをお願いいたします。

5　取扱方法

（１）証明書の携帯

料金を徴収しない車両としての取扱いを受けようとする災害派遣等従事車両には、災害派遣等従事車両証明書（別添様式）を携帯させるものとする。

（２）災害派遣等従事車両証明書記載要領

ア　通行年月日

イ　通行区間（道路名、流入・流出ＩＣ）

ウ　車両番号

エ　発行年月日、発行者の職・氏名・印

（３）証明者の発行者

証明者の発行者は、都道府県災害派遣命令者又は市町村災害派遣命令者とする。

（４）証明書の必要枚数

証明書は、車両１台につき、通行料金を支払う料金所ごとに必要となるため、走行経路により必要な枚数を発行する。

（５）証明書の提出

証明書を携帯する災害派遣等従事車両は、料金所において一時停止した後、証明書を提出することにより、料金を徴収しない車両としての取扱いを受ける。

（６）注意事項

無料措置を受けようとする災害ボランティア車両は、ＥＴＣレーン（スマートＩＣを含む）は利用できないため、有料道路入口では一般レーンで通行券を受け取り、出口では一般レーン（料金精算機の場合は、係員呼び出しボタンで応答）で証明書と通行券を係員に渡すよう申請者に周知すること。

（７）ボランティア受入の確認

災害ボランティア活動従事者については、申請書（証明書）に長野県内の災害ボランティアセンターから災害ボランティアに従事する者であることの確認を受けた書類（確認印）を受けること。

担　　当	○○県危機管理部危機管理防災課
	（課長）○○○○　（担当）○○○○
電　　話	○○○○-○○-○○○○（直通）
ＦＡＸ	○○○○-○○-○○○○
防災無線	○-○○○-○○○○
Ｅ－mail	○○@pref.○○○○.lg.jp

９－２　災害派遣等従事車両証明書の申請書

（様式１－１）

災害派遣等従事車両証明の申請書（法人の場合）

様

平成　　年　　月　　日

申請者　住　　所
法 人 名
代表者名　　印
電話番号

令和○○年台風第○○号による災害に伴う災害救助のため、高速道路会社等が管理する下記有料道路を通行します。

1　使用予定年月日	令和　　年　　月　　日（　）から 令和　　年　　月　　日（　）まで
2　通行予定道路名	
3　予定区間	ＩＣ　～　　ＩＣ ＩＣ　～　　ＩＣ
4　乗車責任者の職・氏名	
5　同乗者の職・氏名	
6　車両登録番号	
7　申請枚数	枚
8　活動内容	

注）車両１台につき１枚必要となります。

添付書類：（国等からの委託の場合）委託内容、行程が分かる書類、
（その他の場合）行程、被災地の受入れ体制、組織の概要が分かる書類
（ボランティアの場合）受付ボランティアセンターの証明書

（様式１－２）

災害派遣等従事車両証明の申請書（個人の場合）

様

令和　　年　　月　　日

申請者　住　　所
氏　　名　　印
電話番号

令和○○年台風第○○号による災害に伴う災害救助のため、高速道路会社等が管理する下記有料道路を通行します。

1　使用予定年月日	令和　　年　　月　　日（　）から 令和　　年　　月　　日（　）まで
2　通行予定道路名	
3　予定区間	ＩＣ　～　　ＩＣ ＩＣ　～　　ＩＣ
4　乗車責任者の職・氏名	
5　同乗者の職・氏名	
6　車両登録番号	
7　申請枚数	枚
8　活動内容	

注）車両１台につき１枚必要となります。

添付書類：（国等からの委託の場合）委託内容、行程が分かる書類、
（その他の場合）行程、被災地の受入れ体制、組織の概要が分かる書類
（ボランティアの場合）受付ボランティアセンターの証明書

９－３　災害派遣等従事車両証明書

別紙１

災害派遣等従事車両証明書	
発行番号	
通行年月日	
道 路 名 及び区間	道路名　入口ＩＣ名→ 出口ＩＣ名 道　　道 ＩＣ　→　　ＩＣ
乗車責任者の 所属、氏名	
車両登録番号	
備　考	・入口では一般レーンで通行券を受け取り、出口では一般レーンで本証明書と通行券を係員にお渡しください。ＥＴＣは利用できません。 ・本証明書に記載の入口ＩＣ、出口ＩＣ以外の利用はできません。（途中での出入りは不可）

この車両は、令和○○年台風○○号による災害（○○県）に伴う
災害派遣等従事車両であることを証明する。

令和　　年　　月　　日

発行者の職　　氏　名　　印

様式 10-1

災害時における 協力確認調査票

返信:FAX 052-322-0136 (一社)愛知県産業資源循環協会へ

所属支部	支部	会員名	
回答日	令和 2 年 月 日		
回答者名(役職)			

大規模災害が発生した場合で、事業所が被災せず、又は被災の程度が低かったとき、貴社では機材や人員を被災地に派遣し、又は、災害廃棄物を受け入れて処分するなど、災害廃棄物の処理に協力する意向はありますか

□協力する □費用面などの条件次第では、協力する □協力できない

協力すると回答した場合は、以下の設問にお答えください。

協力いただける分野は、次のうちどれですか?(複数回答可)

① □ 撤去(解体を含む) ③ □ 収集と運搬 ⑤ □ 最終処分

② □ 分別作業 ④ □ 中間処理

事業所:本社のほか、支店、営業所、処理場などで、重機や運搬車両などがあるか等、選択してください。
事業所が1か所を超えた場合は、コピーで対応してください。

事業所	本社 ・支店 ・営業所 ・処理場 ・資材置き場 ・その他 (※○印を記載してください)			
所在地				
電話番号		FAX番号		
保有資機材	処理施設 ・ 重機 ・ 車両 ・ その他 (※○印を記載してください)			
連絡担当者	正	氏名(役職)		
携帯番号	＊常時通じる電話			
携帯メール	＊常時通じる電話			
Eメール				
連絡担当者	副	氏名(役職)		
携帯番号	＊常時通じる電話			
携帯メール	＊常時通じる電話			
Eメール				

＊ 連絡担当者の方の携帯電話番号、携帯メール、E メールアドレスは、愛産協事務局で管理し、協力会員の了解なく外部に開示はいたしません。

様式10-2　　災害時に協力・支援可能な資機材調査票　　調査票(1/3)

(一社)愛知県産業資源循環協会

①会員名 (会社名)		②記入担当者所属; 氏名: TEL: / FAX:	
③所 属 支 部	□名古屋 □尾張西 □尾張北 □尾張南 □西三河 □東三河 □県外		
④許 可 内 容	□ 収集運搬 □ 中間処分 □ 最終処分		
⑤所属する関係団体	□ 建設業協会 □ 建設解体業協会 □ その他[ ]		

⑥運搬車両	ダンプトラック	t 車(積載容量 m³) 台【 台】 [普通・深ダンプ・クレーン付き]	普通トラック	t 車(積載容量 m³) 台【 台】 [普通・クレーン付き]	脱着装置付コンテナ車	t 車 台【 台】 [コンテナ容量 m³ 台]
		t 車(積載容量 m³) 台【 台】 [普通・深ダンプ・クレーン付き]		t 車(積載容量 m³) 台【 台】 [普通・クレーン付き]		t 車 台【 台】 [コンテナ容量 m³ 台]
		t 車(積載容量 m³) 台【 台】 [普通・深ダンプ・クレーン付き]		t 車(積載容量 m³) 台【 台】 [普通・クレーン付き]		t 車 台【 台】 [コンテナ容量 m³ 台]
		t 車(積載容量 m³) 台【 台】 [普通・深ダンプ・クレーン付き]		t 車(積載容量 m³) 台【 台】 [普通・クレーン付き]		t 車 台【 台】 [コンテナ容量 m³ 台]
		t 車(積載容量 m³) 台【 台】 [普通・深ダンプ・クレーン付き]		t 車(積載容量 m³) 台【 台】 [普通・クレーン付き]		t 車 台【 台】 [コンテナ容量 m³ 台]
	パッカー車	t 車(積載容量 m³) 台【 台】	重機運搬車	t 車 台【 台】	タンクローリー	kl車 台【 台】
		t 車(積載容量 m³) 台【 台】		t 車 台【 台】		kl車 台【 台】
		t 車(積載容量 m³) 台【 台】		t 車 台【 台】		kl車 台【 台】
	バキュームカー車	t車 台【 台】	強力吸引車	t 車 台【 台】	高圧洗浄車	t車 台【 台】
		t車 台【 台】		t 車 台【 台】		t車 台【 台】
		t車 台【 台】		t 車 台【 台】		t車 台【 台】
	バキュームダンパー	t車 台【 台】	その他	車種[ ] 能力[ ] 台【 台】		
		t車 台【 台】		車種[ ] 能力[ ] 台【 台】		
		t車 台【 台】		車種[ ] 能力[ ] 台【 台】		

⑦重機	バックホウ	バケット容量: m³ 台【 台】 [内、フォーク装着可 台・ブレーカー装着可 台]	ブルドーザー	t 台【 台】
				t 台【 台】
				t 台【 台】
		バケット容量: m³ 台【 台】 [内、フォーク装着可 台・ブレーカー装着可 台]	ショベルローダ	バケット容量: m³ 台【 台】
				バケット容量: m³ 台【 台】
		バケット容量: m³ 台【 台】 [内、フォーク装着可 台・ブレーカー装着可 台]		バケット容量: m³ 台【 台】
	フォークリフト	最大荷重: kg 台【 台】	その他	車種[ ]能力[ ] 台【 台】
		最大荷重: kg 台【 台】		車種[ ]能力[ ] 台【 台】
		最大荷重: kg 台【 台】		車種[ ]能力[ ] 台【 台】

⑧船舶	t　隻【　隻】	⑨使用可能岸壁	□有り　□無し
	t　隻【　隻】		住所
	t　隻【　隻】		
⑩アスベストを含む解体作業		□ 対応可能　□対応不可能	

⑪中間処分	焼却施設	t/時【　t/時】 焼却灰の処分 □ 自社処分　□ 社外搬出	破砕施設	t・m³/時　基【　基】 [形式] □移動式 □固定式(移設可・不可) [仕様] □軟仕様 □硬仕様
	脱水施設	t/時【　t/時】		t・m³/時　基【　基】 [形式] □移動式 □固定式(移設可・不可) [仕様] □軟仕様 □硬仕様
	油水分離施設	t/時【　t/時】		t・m³/時　基【　基】 [形式] □移動式 □固定式(移設可・不可) [仕様] □軟仕様 □硬仕様
	中和施設その他	種類[　施設] t/時【　t/時】 種類[　施設] t/時【　t/時】		t・m³/時　基【　基】 [形式] □移動式 □固定式(移設可・不可) [仕様] □軟仕様 □硬仕様
⑫最終処分	安定型品目	残余容量　m³ [海上輸送の可能性] □有り □無し [使用岸壁] □自社所有 □公共貸与 残余容量　m³ [海上輸送の可能性] □有り □無し [使用岸壁] □自社所有 □公共貸与	管理型品目	残余容量　m³ [海上輸送の可能性] □有り □無し [使用岸壁] □自社所有 □公共貸与 残余容量　m³ [海上輸送の可能性] □有り □無し [使用岸壁] □自社所有 □公共貸与

⑬資源化・再生利用	木質系廃棄物　t・m³/時【　t・m³/時】	品目[　]　t・m³/時【　t・m³/時】
	金属くず　t・m³/時【　t・m³/時】	品目[　]　t・m³/時【　t・m³/時】
	コンクリートがら　t・m³/時【　t・m³/時】	品目[　]　t・m³/時【　t・m³/時】
	品目[　]　t・m³/時【　t・m³/時】	品目[　]　t・m³/時【　t・m³/時】
⑭その他資機材	種類[　] 能力[　]　台【　台】	種類[　] 能力[　]　台【　台】
	種類[　] 能力[　]　台【　台】	種類[　] 能力[　]　台【　台】
	種類[　] 能力[　]　台【　台】	種類[　] 能力[　]　台【　台】

様式 10-3

1．災害時に処分可能な災害廃棄物等について

No	区　　分	処理方法	能　力 (t/日)	15 条の 産業廃棄 物処理施 設許可	8 条の 一般廃棄 物処理施 設許可	備　　考 (許可の条件)
1	廃プラスティック類					
2	コンクリートがら					
3	ガラスくず、瓦					
4	金属くず					
5	家電（4品目）					
6	小型家電					

2．災害時に処分可能な処理困難物等について

No	区　　分	処理方法	能　力 (t/日)	15 条の 産業廃棄 物処理施 設許可	8 条の 一般廃棄 物処理施 設許可	備　　考 (許可の条件)
1	動物の死体					
2	畳					
3	タイヤ					
4	ソファー・ベット					
5	ふとん					
6	腐敗性廃棄物（食品・農産物等）					
7	石膏ボード					
8	スプレー缶					
9	ガスボンベ					
10	太陽光パネル					
11	消火器					
12	不燃物（混合物）					
13	発泡スチロール					

3．災害時に処分可能な有害廃棄物等について

No	区　　分	処理方法	能　力 (t/日)	15 条の 産業廃棄 物処理施 設許可	8 条の 一般廃棄 物処理施 設許可	備　　考 (許可の条件)
1	農薬・化学薬品					
2	有機溶剤・塗料・油類					
3	感染性廃棄物					
4	蛍光灯					
5	電池類					

注1）災害廃棄物を処分できる許可施設は、廃棄物処理法第 8 条の規定に基づく一般廃棄物処理施設及び同法第 15 条の規定に基づく産業廃棄物処理施設（但し、一般廃棄物を処分するため同法第 15 条の 2 の 5 の規定に基づく届出済み施設）

注2）15 条及び 8 条の許可施設である場合は「○」を記入する。許可施設でない場合は「－」を記入する。

注3）処分方法・能力（t/日）は、例えば「焼却，50」、「破砕，100」等と記入する。

注4）備考（許可の条件）は、例えば「焼却，産廃の廃プラを除く」、「破砕，一廃の粗大ごみ」等と記入する。

【記入要領】

◆貴社が保有している資機材について該当欄にご記入下さい。保有していない資機材の欄は空欄のままで結構です。

◆**資機材の能力及び台数は、貴社が保有する全ての資機材の能力及び台数をご記入の上、災害時に協力可能な能力毎の台数又は受入れ可能容量等ついて【　】内にご記入願います。**

◆記入欄が足りない場合には、調査票をコピーしてご利用下さい。

①会員名：会社名を記入願います。

②記入担当者所属・氏名：調査票記入者の所属及び氏名、連絡先 TEL／FAX を記入願います。

③所属支部：該当する所属支部の□部をチェック（ □ 以下同様）願います。

④許可内容：該当する欄をチェック願います。

⑤所属する関係団体：該当する欄をチェック願います。

その他をチェックされた場合は[　　]内に具体的な団体名を記入願います。

⑥運搬車両：貴社の保有している運搬車両について、容量毎の台数をご記入下さい。

※ダンプトラック、普通トラック、パッカー車については、積載重量と積載容量の両方をご記入下さい。

※その他の欄には、その他保有している車両をご記入下さい。

⑦重機：貴社の保有している重機について、ご記入下さい。

※その他の欄には、その他保有している重機をご記入下さい。

⑧船舶：貴社の保有している船舶について、ご記入下さい。

⑨使用可能岸壁：使用可能岸壁の有無については、該当する□部をチェック願います。

※有りの場合は、使用可能岸壁の住所をご記入下さい。

⑩アスベストを含む解体作業：

貴社がアスベストを含む解体作業に対応可能か否かについて、該当する□部をチェック願います。

⑪中間処分：貴社の保有している中間処理施設について、ご記入下さい。

※焼却・脱水・油水分離・中和・その他の施設は、保有している合計の能力をご記入下さい。

※焼却灰の処分方法については、該当する□部をチェック願います。

※破砕施設は１基あたりの能力、形式、仕様および基数をご記入下さい。

※破砕施設の仕様は、主な破砕対象物により選択してください。

・軟仕様：布団、マットレス、畳等

・硬仕様：コンクリート塊、金属くず等

⑫最終処分：貴社の保有している最終処分場について、ご記入下さい。

※現時点(平成 25 年 3 月 31 日現在)での残余容量をご記入下さい。

※海上輸送の可能性、使用岸壁について該当する□部をチェック願います。

※複数所有されている場合は、処分場ごとに分けてご記入下さい。

⑬資源化・再生利用：貴社の保有している資源化・再生利用施設について、ご記入下さい。

※保有している合計の能力をご記入下さい。

※能力表示は、ｔ/時もしくはm^3/時とし、該当する単位に○印を付けて下さい。

⑭その他資機材：貴社の保有しているその他の資機材について、ご記入下さい。

以上

第11章　付属資料

１１－１　愛産協が協力協定を締結している県・市町村一覧（支部別）

令和6年4月1日

【協会本部】

番号	自治体名	担当部署	担当者(正)	担当者(副)	電話	FAX	メール	締結日
1	愛知県	環境局資源循環推進課	一般廃棄物グループ課長補佐 桑山　知之	担当課長(循環・一般廃棄物) 神谷　真司	052-954-6234	052-953-7776	junkan@pref.aichi.lg.jp	平成17年4月1日

【名古屋支部】

番号	自治体名	担当部署	担当者(正)	担当者(副)	電話	FAX	メール	締結日
1	名古屋市	環境局事業部作業課	課長補佐(処理) 大西　和博	作業課長 寺西　慶徳	052-972-2396	052-972-4133	a2393@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp	平成9年12月24日

【尾張西支部】

番号	自治体名	担当部署	担当者(正)	担当者(副)	電話	FAX	メール	締結日
1	一宮市	環境部廃棄物対策課	廃棄物対策課　課長補佐 野田　眞弘	環境部 次長 兼 廃棄物対策課長 中村　幸司	0586-45-5374	0586-45-0923	haiki@city.ichinomiya.lg.jp	平成25年9月20日
2	稲沢市	経済環境部資源対策課	循環推進グループ　主任 野村　和正	資源対策課長 佐藤　雅之	0587-36-0135	0587-36-3709	shigen@city.inazawa.lg.jp	平成26年1月28日
3	清須市	市民環境部生活環境課	課長補佐 中野　知久	生活環境課長 松村　和浩	052-400-2911(代)	052-400-2963	seikatsukankyo@city.kiyosu.lg.jp	平成26年10月1日
4	北名古屋市	生活安全部環境課	主任 富田　晃弘	課長 法月　正充	0568-22-1111(代)	0568-25-0611	kankyo@city.kitanagoya.lg.jp	平成27年1月9日
5	津島市	市民生活部生活環境課	清掃事務所長 菊野　正孝	生活環境課長 大澤　礼幸	0567-26-4228	0567-26-9575	kankyou@city.tsushima.lg.jp	平成27年8月27日
6	愛西市	市民協働部環境課	主事 青木　智史	環境課長 牛田　高行	0567-55-7114	0567-26-5515	kankyo@city.aisai.lg.jp	平成27年8月27日
7	弥富市	市民生活部環境課	課長補佐 服部　一宏	環境課長 梅田　英明	0567-65-1111(代)	0567-67-4011	kankyo@city.yatomi.lg.jp	平成27年8月27日
8	あま市	市民生活部環境衛生課	課長補佐 澤田　具伸	係長 渡邊　瑛里登	052-444-3132	052-443-3555 5/8～ 052-445-3856	kankyoeisei@city.ama.lg.jp	平成27年8月27日
9	豊山町	生活福祉部住民課	環境保全グループ長 柴田　貴文	住民課長 天野　加奈子	0568-28-0916	0568-28-2870	kankyo@town.toyoyama.lg.jp	平成27年7月6日
10	大治町	建設部産業環境課	主事 長谷川　友紀	課長 伊藤　高雄	052-444-2711	052-443-4468	sangyokankyoka@town.oharu.lg.jp	平成27年8月27日
11	蟹江町	民生部環境課	係長 丹羽　健一郎	民生部次長兼環境課長 石原　己樹	0567-95-1111(代)	0567-95-9188	kankyo@town.kanie.lg.jp	平成27年8月27日
12	飛島村	民生部保健環境課	主事 黒川　聖斗	主任 小川　航太朗	0567-52-1231	0567-52-1009	tb-hokenkankyo@vill.tobishima.lg.jp	平成27年8月27日

第11章　付属資料

１１－１　愛産協が協力協定を締結している県・市町村一覧（支部別）

令和6年4月1日

【尾張北支部】

番号	自治体名	担当部署	担当者(正)	担当者(副)	電話	FAX	メール	締結日
1	瀬戸市	市民生活部環境課	ごみ減量係主任 小林　賢一	環境課長 長江　孝	0561-88-2675	0561-88-2664	kankyo@city.seto.lg.jp	平成27年7月24日
2	春日井市	環境部ごみ減量推進課	廃棄物対策担当主査 倉坪　俊貴	ごみ減量推進課長 山田　仁	0568－85－6223	0568-84-8731	gomigen@city.kasugai.lg.jp	平成26年11月19日
3	犬山市	経済環境部環境課	主査 鈴木　和也	環境課長 髙橋　正直	0568-44-0344	0568-44-0367	020300@city.inuyama.lg.jp	平成27年6月26日
4	江南市	経済環境部環境課	ごみ対策グループ　主査 野田　拓也	環境課長 相京　政樹	0587-54-1111(代)	0587-56-5033	kankyo-c@city.konan.lg.jp	平成27年8月24日
5	小牧市	市民生活部ごみ政策課	ごみ減量推進係長 丹羽　誠	ごみ政策課長 鈴木　尚紀	0568-76-1187	0568-72-2340	gomisei@city.komaki.lg.jp	平成24年11月28日
6	尾張旭市	市民生活部環境課	課長補佐 喜多野　洋行	環境課長 森田　大輔	0561-76-8135	0561-52-0831	kankyou@city.owariasahi.lg.jp	平成27年8月11日
7	岩倉市	市民協働部環境政策課	清掃事務所長 浅野　弘靖	環境政策課長 秋田　伸裕	0587-38-5808	0587-66-6100	kankyouseisaku@city.iwakura.lg.jp	平成27年7月1日
8	豊明市	経済建設部環境課	ごみ減量推進担当係長 樋口　健太	環境課長 松本　裕介	0562-92-1113	0562-85-1560	kankyo@city.toyoake.lg.jp	平成25年10月25日
9	日進市	生活安全部環境課	資源循環係長 宮下　友秀	生活安全部環境課長 中村　一弘	0561-73-2883	0561-72-4603	kankyo@city.nisshin.lg.jp	平成27年2月1日
10	長久手市	くらし文化部環境課	環境課課長補佐 森　健一	ごみ減量推進係長 大谷　悠(はるか)	0561-63-1111(代)	0561-63-2100	kankyo@nagakute.aichi.jp	平成27年8月11日
11	東郷町	都市環境部環境課	ごみ減量推進係長 安藤　弘隆	環境課長 本田　武文	0561-56-0729	0561-38-7933	tgo-kankyo@town.aichi-togo.lg.jp	平成26年12月10日
12	大口町	まちづくり部環境対策室	補佐　宮地　俊行	環境対策室長 佐橋　竜牛	0587-95-1613(直)	0587-95-1641	kankyoutaisaku@town.oguchi.lg.jp	平成27年8月24日
13	扶桑町	生活安全部環境課	主事 池田　圭佑	環境課長 池田　聡	0587-93-1111(代)	0587-93-2034	kankyou_sc@town.fuso.lg.jp	平成27年8月24日

【尾張南支部】

番号	自治体名	担当部署	担当者(正)	担当者(副)	電話	FAX	メール	締結日
1	半田市	市民経済部環境課	ごみ減量担当主査 井戸　敏史	環境課長 太田　敦之	0569-23-3567	0569-21-6405	gomigen@city.handa.lg.jp	平成25年2月28日
2	常滑市	市民生活部生活環境課	主任 長田　遥	生活環境課長 鯉江　剛資	0569-47-6115	0569-35-3939	seikatsu@city.tokoname.lg.jp	平成25年12月17日
3	東海市	環境経済部リサイクル推進課	主事補 小出　佳宏	主任 鯉江　有希	052-601-2053	052-689-1166	recycle@city.tokai.lg.jp	平成26年6月9日
4	大府市	市民協働部環境課	環境衛生係長 加藤　雅彦	環境課長 太田　雅之	0562-45-6223	0562-47-7320	kankyo@city.obu.lg.jp	平成25年10月4日
5	知多市	環境経済部ごみ対策課	主事 竹内　将人	統括主任 内山　典樹	0562-55-5300	0562-55-0771	gomitai@city.chita.lg.jp	平成25年12月16日
6	阿久比町	建設経済部建設環境課	環境係長 米塚　利樹	建設環境課長 籾山　英範	0569-48-1111(代)	0569-49-0057	kankyo@town.agui.lg.jp	平成25年10月4日
7	東浦町	生活経済部環境課	環境衛生係　主事 北田　裕貴	環境課長 畔上　智	0562-83-3111(代)	0562-84-6421	kankyo@town.aichi-higashiura.lg.jp	平成25年12月1日
8	南知多町	厚生部まちなみ環境課	副主幹 相川　知久	まちなみ環境課長 田中　達也	0569-65-0711(代)	0569-65-0694	kankyo@town.minamichita.lg.jp	平成26年3月14日
9	美浜町	厚生部環境課	主査 増田　大起	環境課長 谷川　雅啓	0569-82-1111(代)	0569-82-5423	kankyo@town.aichi-mihama.lg.jp	平成26年3月14日
10	武豊町	生活経済部環境課	課長補佐 永田　誠	環境課長 北河　晃	0569-72-1111(代)	0569-72-1326	kankyo@town.taketoyo.lg.jp	平成25年12月17日

第11章　付属資料

１１－１　愛産協が協力協定を締結している県・市町村一覧（支部別）

令和6年4月1日

【西三河支部】

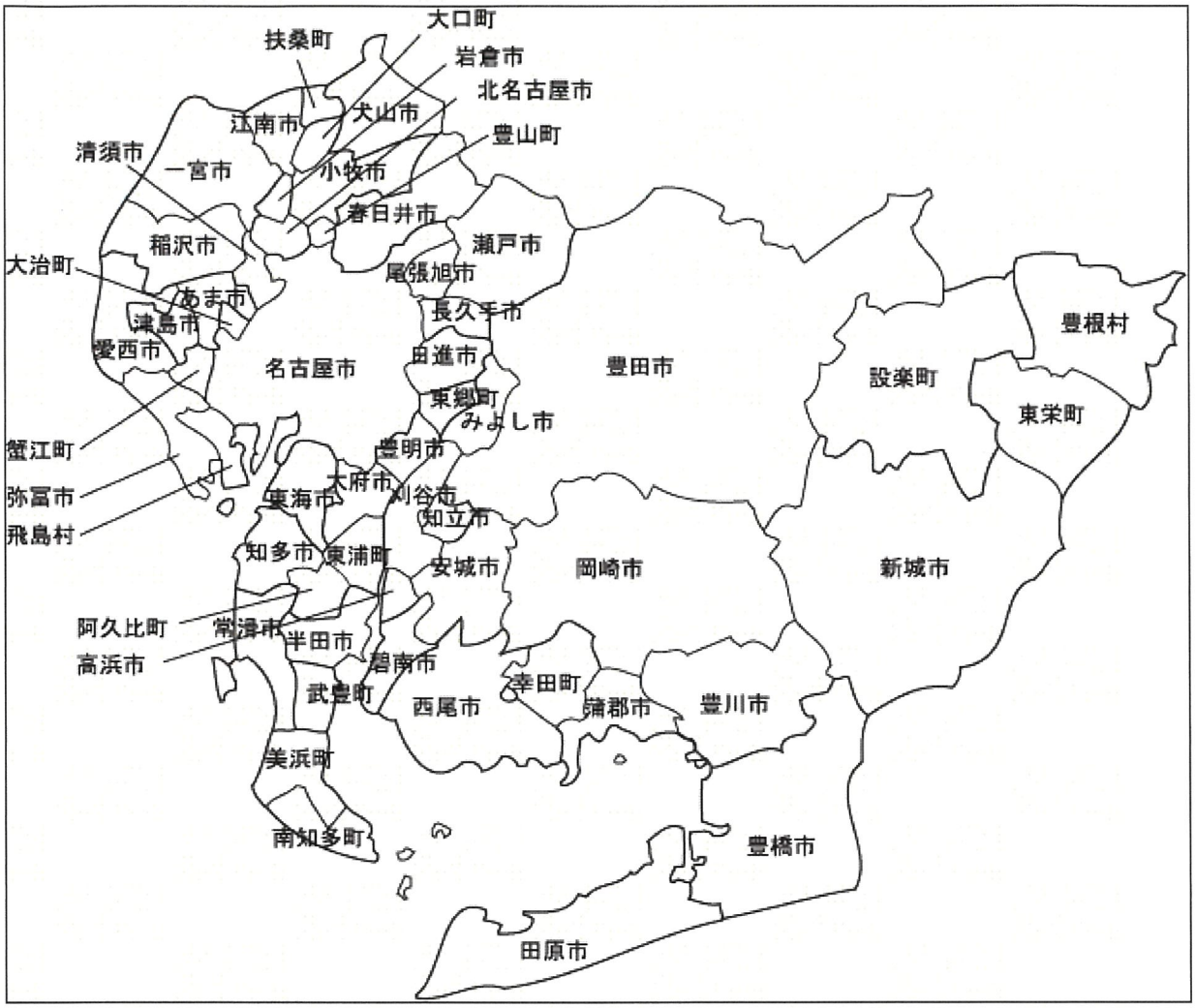
番号	自治体名	担当部署	担当者(正)	担当者(副)	電話	FAX	メール	締結日
1	岡崎市	環境部廃棄物対策課	廃棄物対策課　副課長 高木　祐司	環境部 次長 兼 廃棄物対策課長 蜂須賀　功	0564-23-7412	0564-47-8710	haikibutsu@city.okazaki.lg.jp	平成24年6月19日
2	碧南市	経済環境部環境課	ごみ減量係長 鈴木　章宏	環境課長 中川　知之	0566-95-9899	0566-48-2940	kankyoka@city.hekinan.lg.jp	平成26年5月30日
3	刈谷市	産業環境部ごみ減量推進課	課長補佐兼減量・収集係長 並木　真一郎	ごみ減量推進課長 平出　達也	0566-21-1705	0566-26-0507	genryou@city.kariya.lg.jp	平成26年4月4日
4	豊田市	環境部廃棄物対策課	啓発・PCB対策担当長 野嶋　智裕	廃棄物対策課長 青木　誠	0565-34-6710	0565-34-6976	haitai@city.toyota.aichi.jp	平成15年8月1日
5	安城市	産業環境部ごみ資源循環課	ごみ減量係長 中野　和範	ごみ資源循環課長 渡邊　秀孝	0566-76-3053	0566-77-1318	gomishigen@city.anjo.lg.jp	平成26年4月3日
6	西尾市	環境部ごみ減量課	課長補佐 戸倉　建弥	ごみ減量課長 三矢　裕貴	0563-34-8113	0563-34-8115	gomigen@city.nishio.lg.jp	平成26年7月28日
7	知立市	市民部環境課	ごみ減量係長 金山　弘一	環境課長 奥村　康明	0566-95-0126	0566-83-1141	kankyo@city.chiryu.lg.jp	平成26年4月4日
8	高浜市	市民部 経済環境グループ	主査 柘植　一馬	経済環境グループリーダー 島口　靖	0566-95-9519	0566-52-1110	keizaikankyo@city.takahama.lg.jp	平成26年5月30日
9	みよし市	市民経済部生活環境課	主任主査 成田　雅人	市民経済部生活環境課長 鈴木　孝明	0561-32-8018	0561-76-5702	kankyo@city.aichi-miyoshi.lg.jp	平成26年12月10日
10	幸田町	環境経済部環境課	主幹 鈴木　信郎	環境経済部次長兼環境課長 近藤　伸繁	0564-63-5146	0564-63-5169	kankyo@town.kota.lg.jp	平成25年3月4日

【東三河支部】

番号	自治体名	担当部署	担当者(正)	担当者(副)	電話	FAX	メール	締結日
1	豊橋市	環境部廃棄物対策課	廃棄物対策グループ主査 神藤　洋一	廃棄物対策課長 鈴木　一弘	0532-51-2408	0532-56-0566	haikibutsu@city.toyohashi.lg.jp	平成23年1月13日
2	豊川市	産業環境部清掃事業課	計画調整係長 松本　めぐみ	清掃事業課長 二村　崇	0533-89-2166	0533-89-2197	seiso@city.toyokawa.lg.jp	平成27年7月22日
3	蒲郡市	市民生活部環境清掃課	課長補佐兼清掃係長 丸山　智也	市民生活部次長兼環境清掃課長 千賀　保幸	0533-57-4100	0533-57-3924	seiso@city.gamagori.lg.jp	平成27年8月18日
4	新城市	市民協働部生活環境課	副課長兼係長 竹内　幸政	生活環境課長 松下　領治	0536-23-7629	0536-22-0554	kankyou@city.shinshiro.lg.jp	平成27年9月1日
5	田原市	市民環境部廃棄物対策課	主任 山本　隆大	廃棄物対策課長 加藤　兼三	0531-23-3538	0531-23-1832	haikibutsu@city.tahara.lg.jp	平成27年8月12日
6	設楽町	生活課	主事 加藤　樹志	生活課長 松井　良之	0536-62-0522	0536-62-1675	seikatsu@town.shitara.lg.jp	平成27年9月1日
7	東栄町	生活環境課	主事補 町田　壮	生活環境課長 伊藤　仁寿	0536-76-0504	0536-76-1428	seikatsu@town.toei.lg.jp	平成27年9月1日
8	豊根村	生活課	主事 岡野　司	生活課長 大倉　栄治	0536-85-1315	0536-85-1701	seikatsu@vill.toyone.lg.jp	平成27年9月1日

１１－１－１　愛産協が協力協定を締結している愛知県及び市町村

平成２７年９月１日で県内全市町村（５４市町村）と協定を締結



１１－１－２　災害時における廃棄物処理等に関する協定のひな形

災害時における廃棄物の処理等に関する協定

○○市（以下「甲」という。）と一般社団法人　愛知県産業資源循環協会（以下「乙」という。）は、地震又は水害等の大規模災害が発生したとき（以下「災害時」という。）における廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、○○市内において、災害時に生じた廃棄物の処理について、甲が乙に協力を要請するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

⑴　大規模災害　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に掲げる災害のうち、大規模な被害を生ずるものをいう。

⑵　災害廃棄物　がれき（災害時に損壊又は焼失した建物等の解体、撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物）及び生活ごみ（災害時に一時的に大量に発生する生活ごみや粗大ごみ）をいう。

⑶　災害廃棄物処理　災害廃棄物の撤去、収集、運搬、分別及び処分のことをいう。

（協力要請）

第３条　甲は、災害時に、乙に対して災害廃棄物処理について協力を要請することができるものとする。

２　甲が乙に対して行う協力要請は、様式第１号に次の事項を記載して、乙に連絡することにより行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により乙に対して要請し、その後、速やかに文書で連絡するものとする。

⑴　被災の状況

⑵　災害廃棄物処理の場所

⑶　災害廃棄物処理の内容

⑷　災害廃棄物処理の期間

⑸　その他必要な事項

（情報提供等）

第４条　甲は、災害時に円滑な協力が得られるように、適宜、乙に市内の被災、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

２　乙は、災害時における円滑な災害廃棄物処理が図られるように、乙の会員等における協力体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努めるものとする。

３　乙は、災害廃棄物処理が円滑に行われるように、災害時に出動可能な乙の会員等が保有する要員、車両及び資機材等の数量を把握し、予め甲に報告するものとする。

（災害廃棄物処理の実施）

第５条　乙は、第３条の要請を受けたときは、必要な要員、車両及び資機材等を調達し、甲の指示に従い、可能な限り災害廃棄物処理を実施するものとする。

２　乙は、災害廃棄物処理を実施したときは、様式第２号により、次の事項を甲に報告するものとする。

⑴　災害廃棄物処理を実施した場所

⑵　実施した災害廃棄物処理の内容

⑶　災害廃棄物処理に従事した要員、車両及び資機材等

⑷　災害廃棄物処理に従事した期間

⑸　その他必要な事項

（費用負担）

第６条　第３条の要請に基づき乙が実施した災害廃棄物処理に要した費用は、甲が負担するものとし、その金額は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（協議）

第７条　この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協定の有効期間）

第８条　この協定は、締結の日から効力が発生するものとし、甲又は乙いずれかから文書による申出がない限り継続する。

この協定を証するため本書２通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　〇〇市〇〇町〇〇　〇〇番地
〇〇市
代表者　〇〇市長　〇〇　〇〇

乙　名古屋市中区金山二丁目１０番９号
第８フクマルビル５階
一般社団法人　愛知県産業資源循環協会
代表者　会長　永井　良一

様式第１号

○○　年　月　日

災害時における災害廃棄物処理の協力要請書

一般社団法人　愛知県産業資源循環協会
会長　○○　○○　様

○○市長　○○　○○　　㊞

災害時における廃棄物の処理等に関する協定第３条第２項の規定に基づき、次のとおり災害廃棄物処理を要請します。

被災の状況	
災害廃棄物処理の場所	
災害廃棄物処理の内容	
災害廃棄物処理の期間	
その他必要な事項	

（担当：○○市○○○○部○○課　電話　　）

様式第２号

○○　年　月　日

災害時における災害廃棄物処理の協力実施報告書

○○市長

一般社団法人　愛知県産業資源循環協会

会長　○○　○○　　㊞

災害時における廃棄物の処理等に関する協定第５条第２項の規定に基づき、次のとおり報告します。

災害廃棄物処理を実施した場所	
実施した災害廃棄物処理の内容	
災害廃棄物処理に従事した要員、車両及び資機材等	
災害廃棄物処理に従事した期間	
その他必要な事項	

（担当者　役職：○○○○　氏名：○○　○○　電話　　）

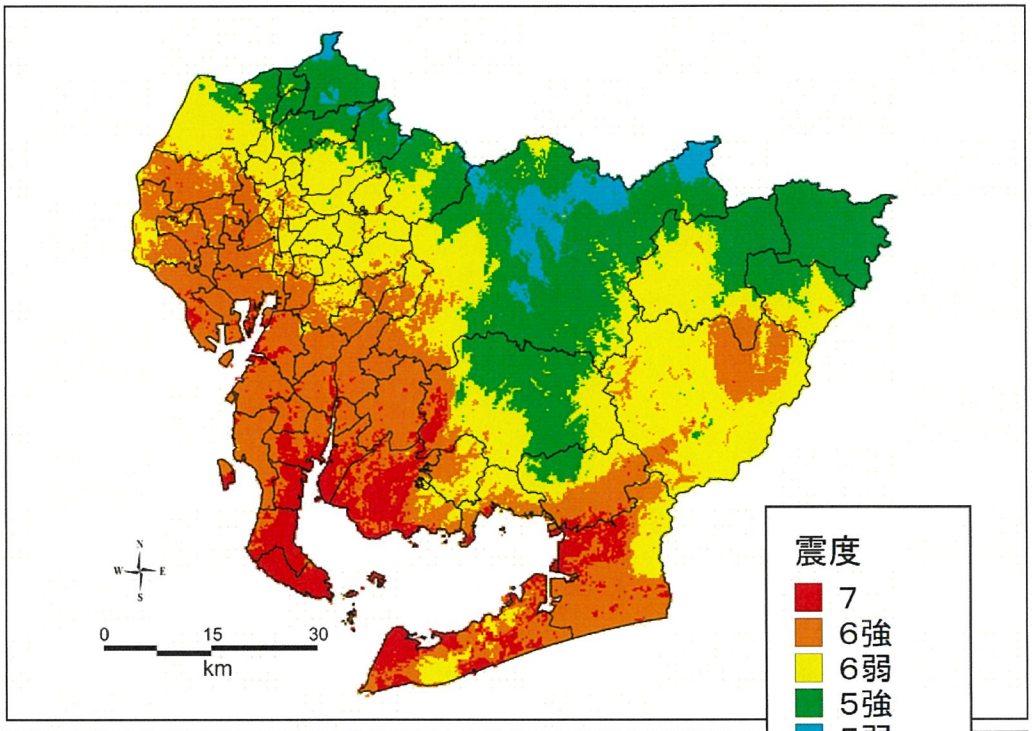
１１－２　　愛知県のハザードマップ（地震、津波、浸水、液状化）

１．愛知県は、平成２６年５月に、南海トラフ地震に係る被害予測調査結果を公表した。
　ここでは、その調査結果の一部を掲載する。

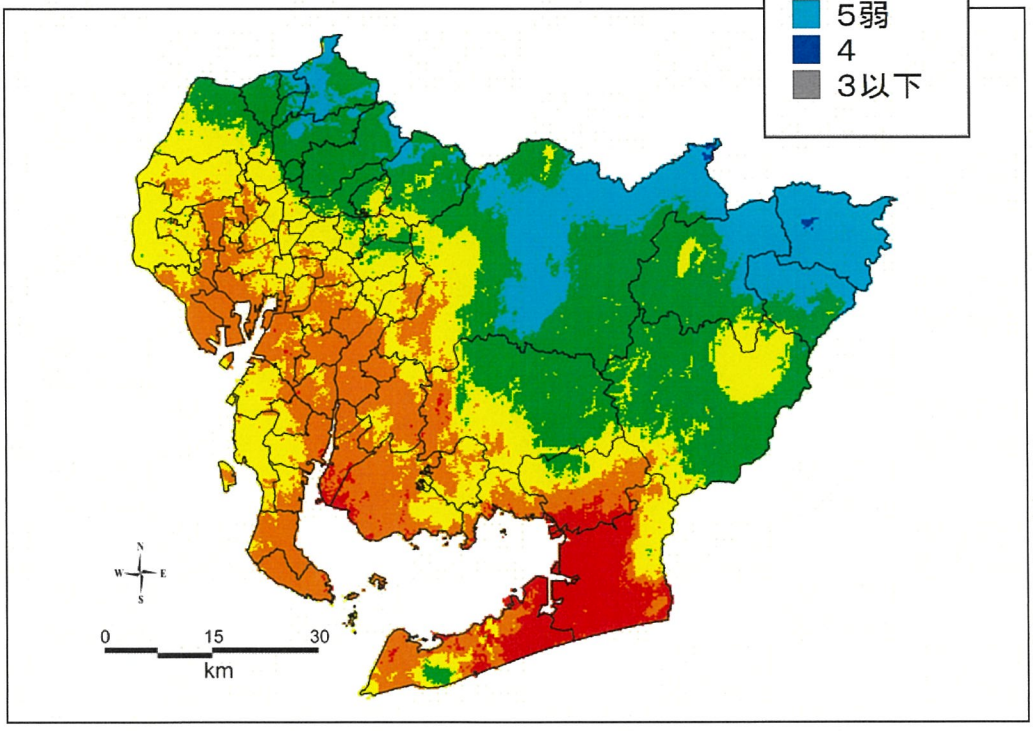
２．理論上最大想定モデルの地震については、１－４用語の定義参照

Ａ．理論上最大想定モデルの地震による地表震度分布

陸側ケースでは、低地部、丘陵部の大半が震度6強以上で、三河湾沿岸や名古屋港周辺では震度7がみられる。
県北部の山地を主体とする地域は、おおむね震度5強から6弱で、一部に震度5弱を予測している。

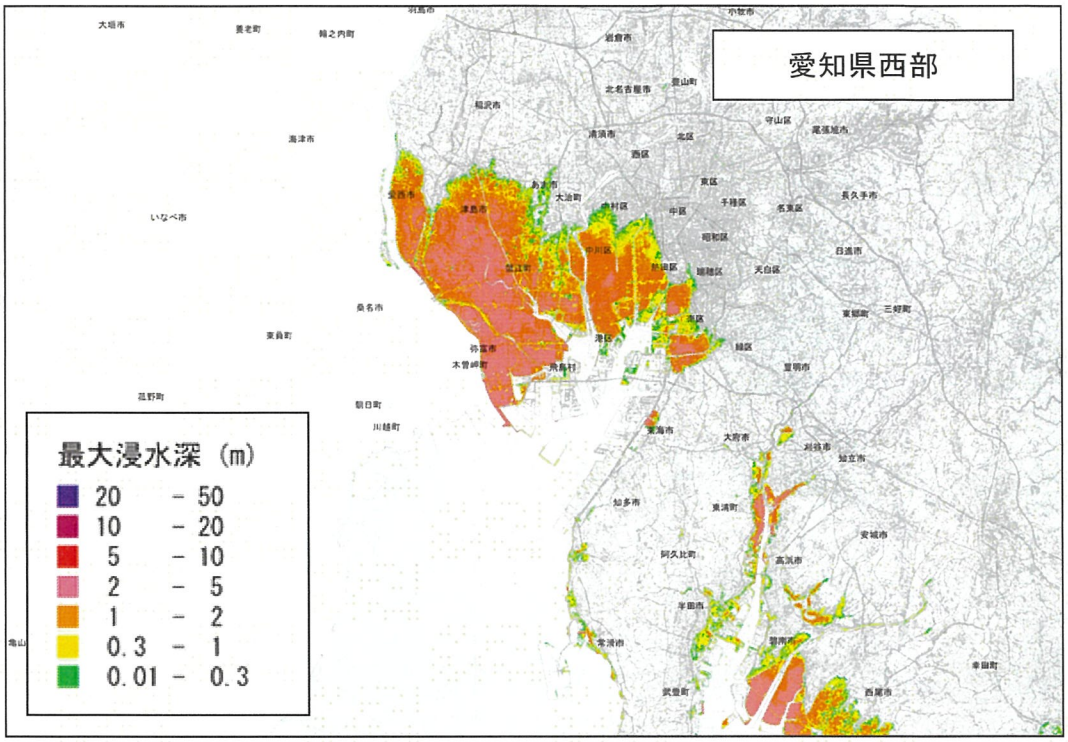


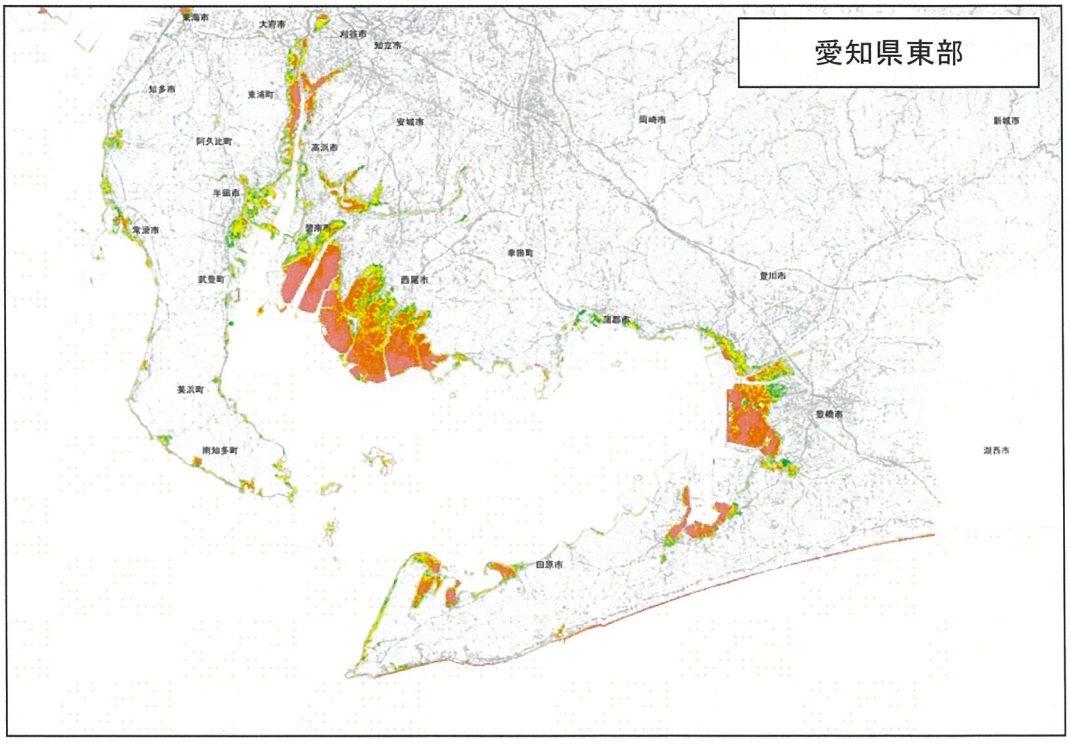
東側ケースでは、低地部、丘陵部の大半が震度6弱以上で、沿岸部は平野部を中心に震度6強以上となっている。
中でも豊橋市周辺は震度7が広く分布すると予測している。
県北部の山地を主体とする地域は、おおむね震度5強から5弱を予測している。



B．理論上最大想定モデルの地震による津波の最大浸水深分布（津波ケース①）

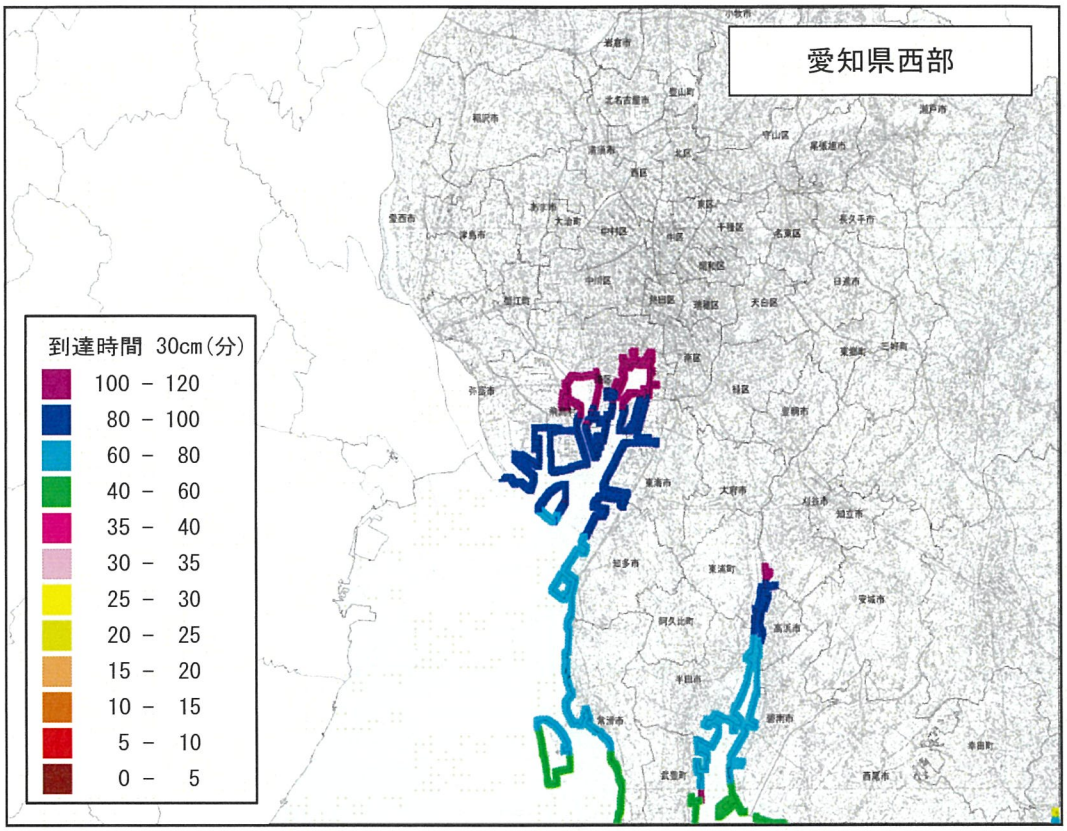
堤防等の被災を考慮した結果、ゼロメートル地帯において非常に広い範囲が浸水する結果となっている。
また、揺れ、液状化により堤防等が被災した場合には、河川や海岸付近で津波到達前から浸水が始まる地域があると想定される。

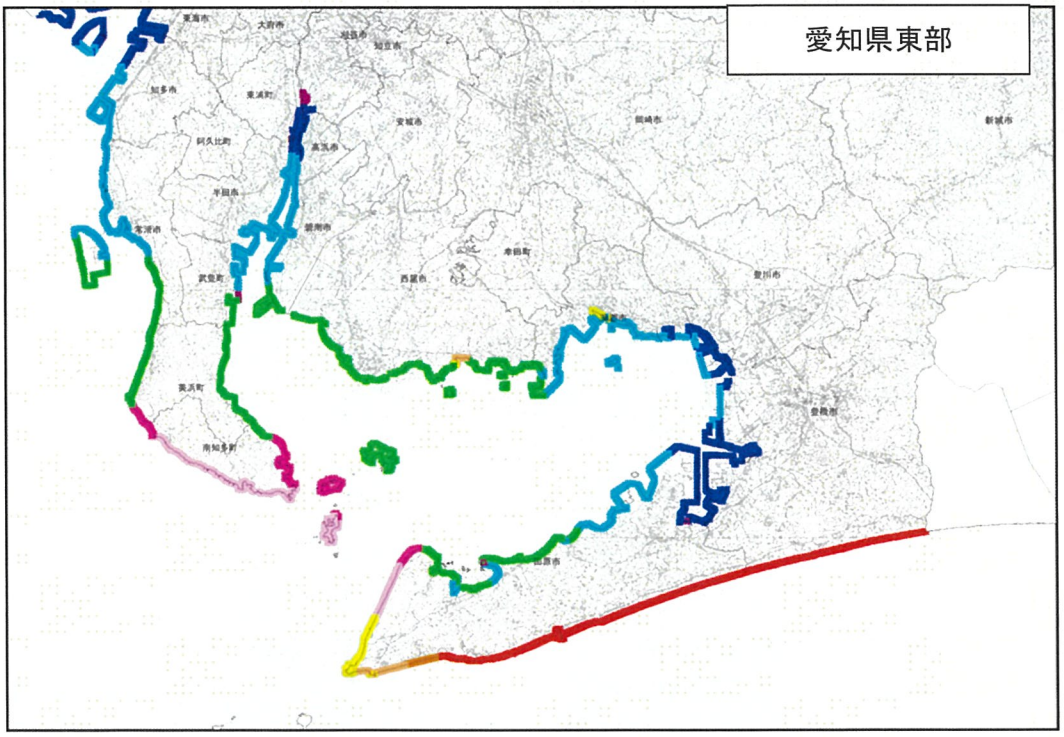




C．理論上最大想定モデルの地震による津波の津波到達時間（津波高+30cm 津波ケース①

渥美半島の外海では、最短で約5分後に津波（津波高30cm）が到達すると想定される。

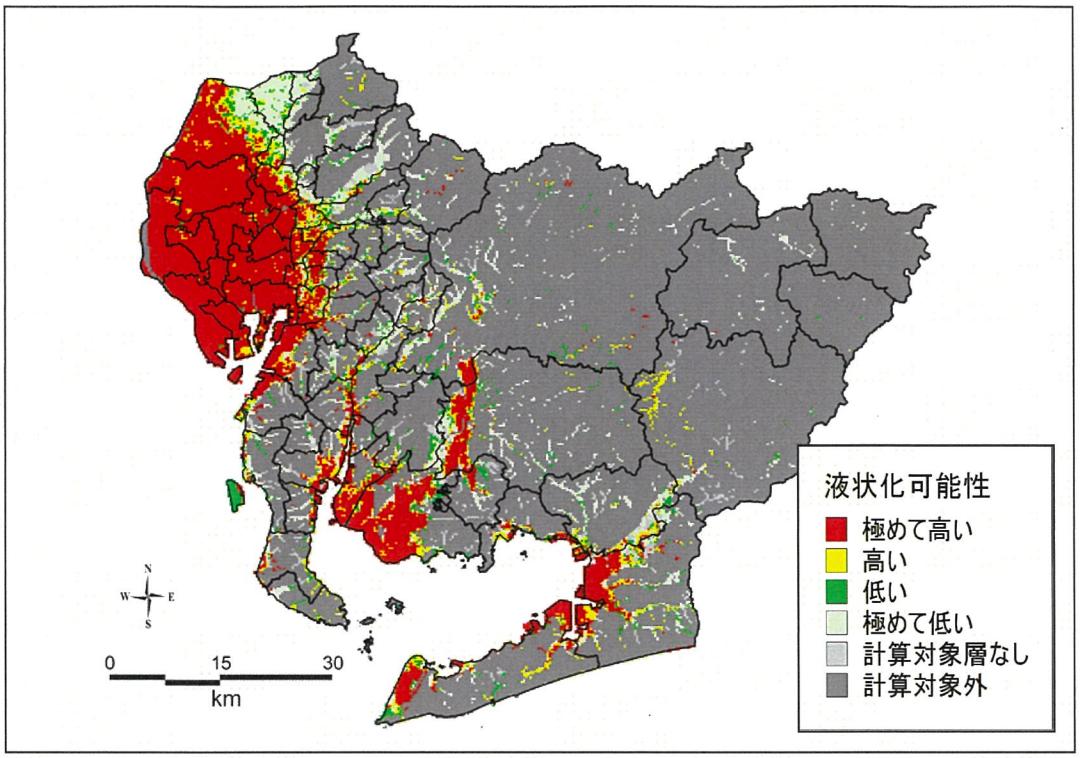




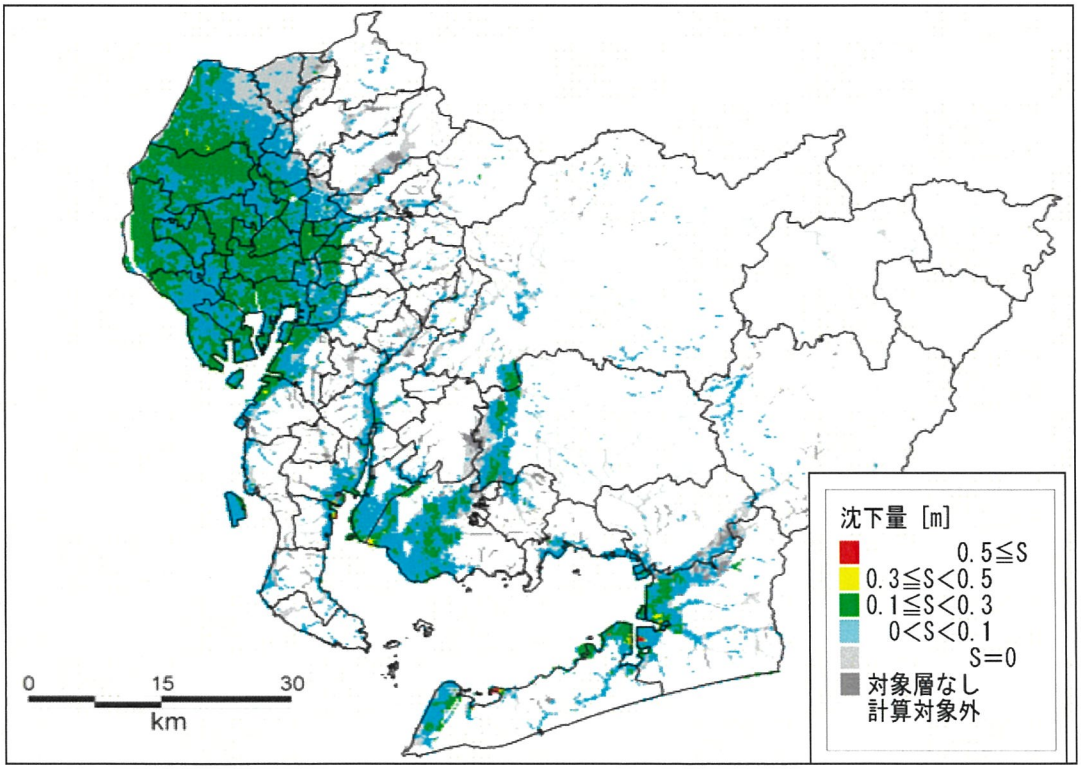
D．理論上最大想定モデルの地震の液状化危険度分布と沈下量（陸側ケース）

地震陸側ケースの液状化危険度分布は、濃尾平野・岡崎平野・豊橋平野を中心に、平野部並びに河川沿いに危険度がきわめて高いエリアが広がっている。

※危険度判定には、地盤改良等の液状化効果は見込んでいない。



また、液状化に伴う地盤沈下量は、濃尾平野・岡崎平野・豊橋平野を中心に、30cm未満の沈下を想定した。



１１－２－１　愛知県の市町村



11－3　主な被害想定結果総括表（理論上最大想定モデル）　※市町村別で被害が最大となるケース

平成２６年５月

市町村名	全壊・焼失棟数（冬・夕発災時）						最大ケース		死者数（早期避難率低の場合）								最大ケース		
	揺れ	液状化	浸水・津波	急傾斜地崩壊等	火災	合計	地震	津波	建物倒壊等	（うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物）	浸水・津波	（うち自力脱出困難）	（うち逃げ遅れ）	急傾斜地崩壊等	火災	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物	合計	地震	津波	季節・時間帯
名古屋市	約 30,000	約 6,500	約 8,400	約 50	約 19,000	約 64,000	陸	⑦	約 1,700	約 100	約 3,400	約 1,900	約 1500	*	約 200	*	約 5,400	陸	⑦	a
豊橋市	約 57,000	約 100	約 400	約 20	約 11,000	約 68,000	東	①	約 3,000	約 300	約 900	約 600	約 300	*	約 800	*	約 4,700	東	①	a
岡崎市	約 9,600	約 200	*	約 60	約 5,600	約 16,000	陸	－	約 400	約 20	*	*	*	*	約 300	*	約 700	陸	－	c
一宮市	約 2,200	約 3,000	*	*	約 1,900	約 7,100	陸	－	約 80	約 10	*	*	*	*	約 80	*	約 200	陸	－	c
瀬戸市	約 200	約 10	*	約 30	約 90	約 300	陸	－	約 10	*	*	*	*	*	約 10	*	約 20	陸	－	c
半田市	約 9,300	約 20	約 40	約 10	約 4,800	約 14,000	陸	①	約 400	約 30	約 200	約 100	約 70	*	約 300	*	約 900	陸	⑨	c
春日井市	約 300	約 20	*	*	約 500	約 800	陸	－	約 10	*	*	*	*	*	約 20	*	約 30	陸	－	c
豊川市	約 20,000	約 10	約 10	約 20	約 5,300	約 25,000	東	①	約 1,100	約 60	約 60	約 30	約 30	*	約 200	*	約 1,400	東	①	a
津島市	約 2,300	約 500	約 1,900	*	約 1,300	約 5,900	陸	⑦	約 100	約 10	約 1,100	約 300	約 900	*	約 10	*	約 1,300	陸	⑦	a
碧南市	約 10,000	約 20	約 100	*	約 5,200	約 15,000	陸	⑥	約 600	約 40	約 400	約 300	約 80	*	約 200	*	約 1,200	陸	①	a
刈谷市	約 6,400	約 10	約 80	*	約 3,600	約 10,000	陸	⑥	約 300	約 30	約 20	約 10	約 10	*	約 90	*	約 400	陸	⑥	a
豊田市	約 2,500	約 40	*	約 70	約 1,600	約 4,300	陸	－	約 100	約 10	*	*	*	*	約 90	*	約 200	陸	－	c
安城市	約 11,000	*	*	*	約 4,000	約 15,000	陸	－	約 600	約 40	*	*	*	*	約 100	*	約 700	陸	－	a
西尾市	約 24,000	約 400	約 1,600	約 30	約 5,400	約 31,000	陸	⑨	約 1,400	約 90	約 1,700	約 900	約 800	*	約 200	*	約 3,200	陸	⑨	a
蒲郡市	約 5,100	約 10	約 30	約 40	約 2,500	約 7,600	東	⑨	約 300	約 20	約 80	約 30	約 50	*	約 60	*	約 500	東	⑨	a
犬山市	約 10	*	*	*	*	約 20	陸	－	*	*	*	*	*	*	*	*	*	－	－	－
常滑市	約 4,300	約 10	約 300	約 20	約 2,300	約 7,000	陸	⑨	約 300	約 10	約 300	約 200	約 100	*	約 50	*	約 600	陸	⑨	a
江南市	約 20	約 10	*	*	約 10	約 40	陸	－	*	*	*	*	*	*	*	*	*	－	－	－
小牧市	約 80	*	*	*	約 40	約 100	陸	－	*	*	*	*	*	*	*	*	*	－	－	－
稲沢市	約 4,400	約 1,900	*	*	約 2,200	約 8,500	陸	－	約 300	約 20	*	*	*	*	約 30	*	約 300	陸	－	a
新城市	約 1,800	*	*	約 80	約 20	約 1,900	陸	－	約 100	約 10	*	*	*	約 10	*	*	約 100	陸	－	a
東海市	約 5,100	約 70	約 200	約 10	約 2,600	約 8,000	陸	⑥	約 300	約 20	約 70	約 40	約 30	*	約 100	*	約 500	陸	⑧	a
大府市	約 2,800	*	*	*	約 800	約 3,700	陸	－	約 200	約 10	*	*	*	*	約 10	*	約 200	陸	－	a
知多市	約 5,200	約 20	*	約 20	約 2,000	約 7,200	陸	－	約 300	約 20	約 10	約 10	約 10	*	約 60	*	約 400	陸	⑨	a
知立市	約 2,800	*	*	*	約 1,500	約 4,300	陸	－	約 100	約 10	*	*	*	*	約 30	*	約 200	陸	－	a
尾張旭市	約 300	*	*	*	約 60	約 400	陸	－	約 10	*	*	*	*	*	*	*	約 10	陸	－	a
高浜市	約 3,000	約 10	約 20	*	約 2,200	約 5,300	陸	⑦	約 100	約 10	約 50	約 20	約 40	*	約 100	*	約 300	陸	①	c
岩倉市	約 200	約 30	*	*	約 200	約 400	陸	－	約 10	*	*	*	*	*	約 10	*	約 10	陸	－	c
豊明市	約 2,500	*	*	*	約 1,000	約 3,500	東	－	約 100	約 10	*	*	*	*	約 20	*	約 100	東	－	a

11－3　主な被害想定結果総括表（理論上最大想定モデル）　※市町村別で被害が最大となるケース

平成２６年５月

市町村名	全壊・焼失棟数（冬・夕発災時）						最大ケース		死者数（早期避難率低の場合）										
									建物倒壊等		浸水・津波			急傾斜地崩壊等	火災	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物	合計	最大ケース		
	揺れ	液状化	浸水・津波	急傾斜地崩壊等	火災	合計	地震	津波		（うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物）		（うち自力脱出困難）	（うち逃げ遅れ）					地震	津波	季節・時間帯
日進市	約600	*	*	*	約300	約900	陸	－	約20	*	*	*	*	*	約20	*	約30	陸	－	c
田原市	約9,700	約60	約800	約50	約1,100	約12,000	東	①	約500	約40	約900	約200	約700	*	約40	*	約1,500	東	①	a
愛西市	約3,100	約700	約3,500	*	約600	約7,900	陸	⑦	約200	約10	約900	約200	約600	*	*	*	約1,100	陸	⑨	a
清須市	約1,700	約200	*	*	約1,900	約3,900	陸	－	約60	約10	*	*	*	*	約100	*	約200	陸	－	c
北名古屋市	約500	約100	*	*	約1,300	約2,000	陸	－	約20	*	*	*	*	*	約50	*	約70	陸	－	c
弥富市	約2,600	約400	約4,600	*	約200	約7,900	陸	⑦	約200	約10	約1,100	約300	約800	*	*	*	約1,200	陸	⑥	a
みよし市	約900	約10	*	*	約200	約1,100	陸	－	約30	*	*	*	*	*	約10	*	約40	陸	－	c
あま市	約3,600	約1,100	約60	*	約1,700	約6,500	陸	⑦	約200	約10	約100	約80	約20	*	約20	*	約300	陸	⑦	a
長久手市	約200	*	*	*	約50	約300	陸	－	約10	*	*	*	*	*	*	*	約10	陸	－	a
東郷町	約700	*	*	*	約200	約900	陸	－	約40	*	*	*	*	*	*	*	約40	陸	－	a
豊山町	約40	*	*	*	約100	約200	陸	－	*	*	*	*	*	*	*	*	約10	陸	－	c
大口町	約10	*	*	*	*	約10	陸	－	*	*	*	*	*	*	*	*	*	－	－	－
扶桑町	約10	約10	*	*	*	約30	陸	－	*	*	*	*	*	*	*	*	*	－	－	－
大治町	約900	約200	*	*	約300	約1,400	陸	－	約50	*	*	*	*	*	*	*	約50	陸	－	a
蟹江町	約1,600	約200	約1,200	*	約600	約3,700	陸	⑦	約90	約10	約700	約200	約600	*	*	*	約800	陸	⑨	a
飛島村	約800	約30	約300	*	約10	約1,200	陸	⑦	約40	*	約90	約50	約40	*	*	*	約100	陸	⑨	a
阿久比町	約2,600	*	*	約10	約600	約3,100	陸	－	約100	約10	*	*	*	*	約20	*	約200	陸	－	a
東浦町	約2,800	約10	約50	*	約2,200	約5,100	陸	①	約200	約10	約50	約40	約10	*	約80	*	約300	陸	①	a
南知多町	約7,000	約10	約700	約70	約900	約8,700	陸	⑨	約400	約20	約1,300	約400	約1,000	約10	約30	*	約1,800	陸	①	a
美浜町	約5,200	約10	約40	約20	約1,000	約6,200	陸	⑨	約300	約20	約100	約80	約50	*	約40	*	約500	陸	⑨	a
武豊町	約6,000	約20	*	*	約1,300	約7,300	陸	①	約400	約30	約50	約40	約10	*	約60	*	約500	陸	⑨	a
幸田町	約900	*	*	約20	約200	約1,100	陸	－	約50	*	*	*	*	*	*	*	約60	陸	－	a
設楽町	約90	*	*	約20	*	約100	陸	－	約10	*	*	*	*	*	*	*	約10	陸	－	a
東栄町	約40	*	*	約20	*	約60	陸	－	*	*	*	*	*	*	*	*	*	－	－	－
豊根村	*	*	*	*	*	*	陸	－	*	*	*	*	*	*	*	*	*	－	－	－
県計	約242,000	約16,000	約22,000	約700	約101,000	約382,000	陸	⑦	約14,000	約1,000	約13,000	約5,500	約7,100	約70	約2,400	*	約29,000	陸	①	a

＊：被害わずか　　想定条件：風速5m/s

※　下の①～④にしたがって端数処理を行ったため、合計が各項目の和に一致しない場合がある。
　①5未満→「＊」、②5以上100未満　→「一の位を四捨五入」、③100以上1万未満　→「十の位を四捨五入」、④1万以上　→「百の位を四捨五入」

※　県計及び市町村計の死者数が最大ケースとなる時間帯は、右のとおり表記している。（「冬深夜5時」→"a"、「夏昼12時」→"b"、冬夕方18時→"c"）

※　それぞれ地震動２ケース、津波５ケース、時間帯３ケースのうちの最大値を抽出した数値を記載している。したがって、合計は本表の市町村毎または想定項目の合計と一致するものではない。

愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書　より引用